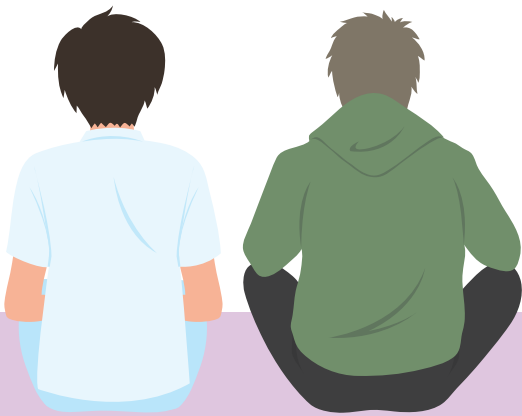


JJAOT

2024
10

The Journal of Japanese Association of Occupational Therapists (JJAOT)
日本作業療法士協会誌



トピックス

2024年度 日本作業療法士協会及び
都道府県作業療法士会48団体連携協議会
第2回協会長・都道府県士会長会議 開催報告

2025年度課題研究助成制度 募集要項

2024年度 災害支援研修会 開催案内

生活支援カンファレンス in 東京 & ONLINE 開催報告

事務局からのお知らせ

◎休会に関するご案内

現在、2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）の休会を受付中です。2025年度の休会を申請する方は下記をご確認のうえ、申請用紙を事務局までご請求ください。

【申請条件】

2024年度の会費を完納しており、これまでの休会取得回数が4回以下であること。

【必要書類】

協会所定の休会届と休会理由証明書類（休会理由の根拠となる第三者による証明書）

【提出期限・提出方法】

2025年1月31日（必着）までに協会へ郵送

◎退会に関するご案内

2024年度をもって任意退会を希望される方は下記をご確認のうえ、申請用紙を事務局までご請求ください。

【申請条件】

2024年度の会費を完納していること。

【必要書類】

協会所定の退会届

【提出期限・提出方法】

2025年3月31日（必着）までに協会へ郵送

◎WFOT（世界作業療法士連盟）個人会員の入会・退会について

WFOT（世界作業療法士連盟）個人会員の入会・退会手続きは、協会が代行しています。

WFOTの事業年度が1月1日開始であり、それに間に合うように手続きを行う必要があるため、入会・退会を希望される場合は2024年11月30日までに協会事務局までご連絡をお願いいたします。

◎ご自身の登録情報が最新かどうかを定期的にご確認ください！

協会に登録している勤務施設は現在の職場でしょうか。協会より会員所属施設宛に郵送物等をお送りすると、既に退職済みとのことで返送されてくる場合があります。また、発送先を自宅宛とご指定いただいている場合、勤務施設に関する情報が更新されず、古い勤務施設の登録が残ったままになっていることがあります。また、会員登録情報は、さまざまな統計の重要なデータになります。

協会にご登録いただいている施設にその会員が所属しているものと判断しますので、ご自身の登録している勤務施設情報が最新であるかどうかを確認し、もし古い情報のままでしたら修正・更新をお願いいたします。施設等の変更はなくても、年に1回はご確認ください。

【登録情報の確認方法】

協会ホームページより、会員ポータルサイトにログインし「基本情報変更」で登録情報の確認・修正が可能です。

※パスワードをお持ちでない方、忘失された方はパスワードを再発行することができます（協会ホームページ>会員ポータルサイト>パスワードを忘れた方はこちら）。

※登録情報の変更は、変更届の郵送、FAX、メール添付によっても受け付けています（協会ホームページ>諸手続き>変更届）

◎2024年度会費をまだご納入いただけていない皆様へ

ハガキをお送りしました9月末までに2024年度会費をご納入いただけなかった方へ、協会事務局より「会費納入のお願い」ハガキをお送りしています。このまま年度末（2025年3月末）までに年会費のお支払いがありませんと会員資格を喪失し、現在の会員番号は使用できなくなり、なおかつ協会在籍履歴、生涯教育受講履歴もすべて抹消されます。また協会に再入会を希望される際は複雑な手続きが必要になりますので、そうならないためにも、早めに会費の納入をお願いいたします。なお、金額や納入方法等が不明な方は協会事務局（kaihi@jaot.or.jp）までお問い合わせください。

トピックス

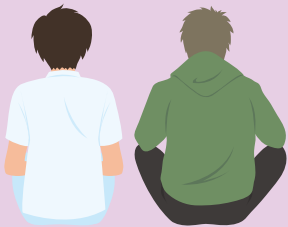
- 2 2024 年度 日本作業療法士協会及び都道府県作業療法士会
48 団体連携協議会
第 2 回協会長・都道府県士会長会議 開催報告
- 8 第 58 回日本作業療法学会（北海道）のご案内
- 9 一般社団法人日本作業療法士協会 2025 年度課題研究助成制度
募集要項
- 12 2024 年度 災害支援研修会 開催案内
- 14 パンフレット『作業療法でデキタウン』が完成しました
- 16 10 月 27 日は「世界作業療法の日」です
- 17 第 21 回障害保健福祉領域における作業療法（士）の役割に関する
意見交換会
生活支援カンファレンス in 東京 & ONLINE 開催報告
- 22 海外作業療法士・学生受け入れ事業 実践報告

連載

- 6 Front line APOTC2024 ②
▶ 2021 年 4 月に APOTC2024 の誘致に成功してから 3 年と 7 ヶ月
ついに来月、開催となりました！
- 24 誰もが主役 多様な協会へ③

- 28 協会活動資料
▶ 選挙管理規程、役員選出規程の改定
- 39 各部・室の動き

- 40 協会主催研修会案内
- 43 協会刊行物・配布資料一覧
- 45 求人広告／催物・企画案内／
本誌第 147 号(2024 年 6 月 15 日発行) 48 編集後記
に関するお詫びと訂正
- 46 日本作業療法士連盟だより
- 47 本誌について重要なお知らせ：
第 154 号は電子書籍として発行いたします



2024年度 日本作業療法士協会及び 都道府県作業療法士会 48 団体連携協議会 第 2 回協会長・都道府県士会長会議 開催報告

2024年9月21日・22日、東京都・TKP ガーデンシティ PREMIUM 東京駅日本橋ホール 6C にて、日本作業療法士協会及び都道府県作業療法士会 48 団体連携協議会（以下、よんぱち）の第 2 回協会長・都道府県士会長会議が開催されました。第 1 回協会長・都道府県士会長会議は Web 開催ですが、第 2 回会議はハイブリッド開催です。今回、現地会場を取材しましたので会議の様様をお届けします。

よんぱちの意義と組織体制

よんぱちとは 47 都道府県委員会（以下、47 委員会）を前身とする、本会と都道府県作業療法士会との連携を促進するための協議会です。47 委員会は協会内部に設置された委員会という位置付けであったのに対して、よんぱちは、協会と士会が「協会員＝士会員」を前提に、またそれぞれの役割の分担を明確にしつつ、対等な立場で臨み、作業療法士が直面している課題を共有し、ともに協議し解決を図る合議体であり、協会と士会との間に位置付けられています。

よんぱちの組織体制（図参照）は、本会会長が兼務する協議会長（現在は山本伸一会長）、複数名の士会長が持ち回りで兼務する副協議会長、運営会議を開催し、協議会の運営に関する事項を検討・調整を行う幹事会、事務局（地域社会振興部士会連携課）を中心に年 4 回開催されるトップレベルの会議で、「協会長・都道府県士会長会議」「協会・士会間の情報・意見交換会」「士会間の情報・意見交換会」が行われます。幹事会の代表幹事は本会の業務執行理事（都道府県士会担当）が務め、各ブロック 2 名ずつの士会長が幹事を務めます。

1 日目は協会から士会へ報告・情報提供

(1) 協会長挨拶・報告

会議冒頭、山本協会長より挨拶と来年度の重点活動

項目、災害対策関連、渉外活動等についての報告がありました。

① 2025 年度重点活動項目の紹介

来年度の重点活動項目の紹介とそれに関連して新しい生涯学修制度、認知症への作業療法の広報媒体、大韓作業治療師協会との調印式での模様等が報告されました。調印式の報告では、日韓の作業療法の違いや臨床・研究について相互に交流を進めていきたいといった話をしたとのこと。また、7月に開催された5歳児健診についての研修会について、「各士会には5歳児健診に必要な知識・技術・情報を交換する研修会をやっていただきたい」としました。

② 災害関連

まず災害対策本部（士会・会員への支援）と JRAT の活動（避難所への支援）の違いについて説明しつつ、山本協会長は7月以降の本部の活動を振り返って「多地域にわたって頻発する災害への対応の難しさを感じる」と述べました。また、松村祥史内閣府特命担当大臣に要望書を提出し、防災基本計画に JRAT が追記されたことや、厚労省より JRAT が感謝状を受けたことも報告しました。

③ SCPA-Japan

SCPA-Japan とは 2021 年に設立された、脳卒中に対する情報提供・相談支援をより有効に進めるために、関係各団体が組織的に連携することを目的として設立された団体で、本会も社員として参画しています。この団体の事業として、本会は脳卒中相談窓口マニュアル作成に参加しました。昨年度、同団体の支部設立に関する協力依頼を本会から各士会へ発信しており、今回のよんぱちで山本協会長が改めて各士会に協力をお願いしました。

④ 行政要望と政治活動、渉外活動

「作業療法士の待遇を改善していけるよう、厚生労働

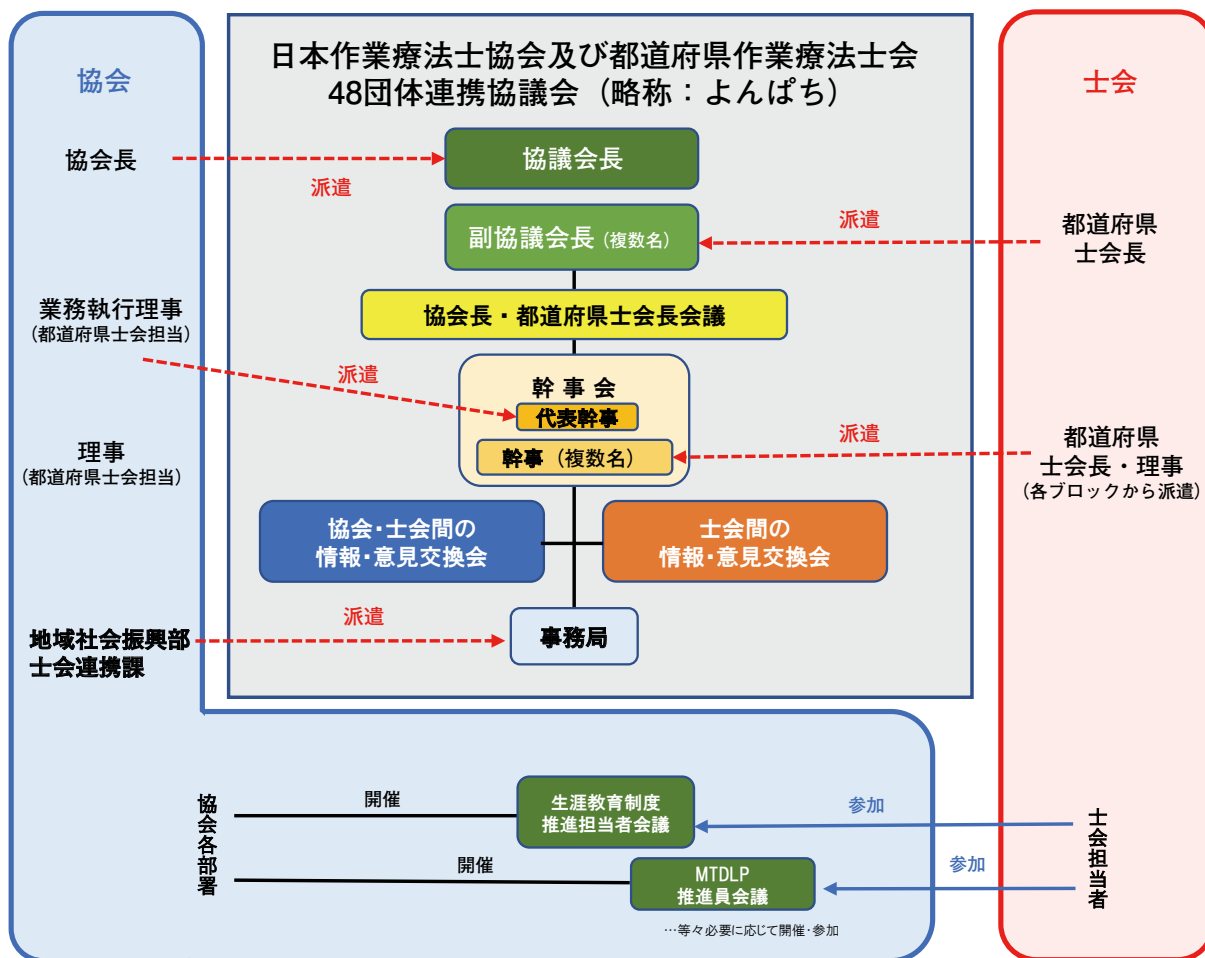


図 よんぱちの組織図



会議冒頭で挨拶を述べる山本伸一協会長



グループワークの様子

省をはじめとして関係機関・団体に働きかけていく」とし、なかでもこども家庭センターに作業療法士を配置していきけるように、こども家庭庁と連携していくこと、地域包括支援センターにリハ職の成果をデータ化して、配置を進めていくことを述べました。また、「経済行政運営と改革の基本方針 2024」の中に初めてリハビリテーションについて掲載されたことも報告しました。

⑤まとめ

山本協会長はまとめとして、「作業療法士にしかできないこと、作業療法士だからできることをしっかりと進めていきたい」「組織力強化を図り、渉外活動を進めていきたい」「協会だけでは現代の課題には対応できない。協会、士会、市町村が緊密に連携していきたい」と述べました。

(2) 災害対策本部 災害対策室・連絡調整室

災害対策本部災害対策室・連絡調整室からは小林毅本会理事が Zoom で登壇し、大規模災害時支援活動基本指針の改定について解説しました。本誌第 150 号（2024 年 9 月 15 日発行）に詳細を掲載しましたが、改めて士会と共有し、士会のネットワークを活かして素早く、きめ細やかに会員を支援できるよう求めました。

(3) 災害作業療法検討推進委員会

災害作業療法検討推進委員会からは清水兼悦本会常務理事が登壇しました。「災害対策＝JRAT」と思われがちですが、JRAT はあくまでも医療救護活動を行うものと再確認しつつ、本会が取り組むべき課題は急性期後の生活再建であり平時対策であると述べました。士会を対象とした平時対策について調査を行ったところであり、年内に調査結果をまとめて共有したいとしました。

(4) 新生涯学修制度の広報に関して

新しい生涯学修制度については、竹中佐江子本会理事・教育部長から本誌での連載「2025 年 4 月から新生涯学修制度がスタートします！～選ばれる作業療法士になるために～」のほか、プロモーションビデオを制作していることを報告しました。また、同制度の前期研修・後期研修それぞれで要件とされている「実地経験」について、「一人職場」で働く会員も多い現状を鑑み、メンターのマッチング制度を検討していることを説明しまし

た。メンター制度創設に向けてのアンケート調査への協力をお願いしました。

(5) 地域保健総合推進事業

地域保健総合推進事業については、清水常務理事が令和 5 年度事業のまとめを報告しました（詳細は本誌第 147 号〈2024 年 6 月 15 日発行〉p.30～32 参照）。令和 6 年度の計画としては、作業療法士と理学療法士が地域の成人保健事業や健康増進事業の場で活用されることを目指して、令和 5 年度事業で作成した手引き等を活用したり、これまでの実践例を参考としたモデル事業の作成等に取り組んでいくとしました。

(6) 「協会員＝士会員」実現に向けた検討委員会

「協会員＝士会員」については、香山明美本会副会長より「2027 年度の実現に向けて鋭意進めている」と報告されました。

会員情報の突合作業は 45 士会が完了しましたが、その結果、士会員の協会加入率が 92.5%に上るのに対して、協会員の士会加入率は 80.2%に留まったことがわかりました。本誌での広報や士会未入会の協会員に対して通知を発信する等して入会促進を図るとしました。

方策案の回答状況は 44 士会で、必要な士会とは個別相談する場を設けるとのこと。香山副会長は「突合作業が完了した士会は、現行システムを導入してもらいたい。そこから新システムへの課題も抽出できると考えている」と述べました。

(7) 組織率向上に関する検討・意見交換

組織率対策委員会からは、多くの会員の意見を効果的かつ効率的に集約しうる職域代表者と協会・士会が連携し、双方向的に課題や情報を共有し、解決を図る体制づくりを図るべく、よんばちをプラットフォームにとして事業を進めたいという提案がなされました。

この提案について GW が行われました。職域代表者との連携事例について、静岡県士会が行っている施設代表者会議では会員・非会員に限らず代表者を有償で招聘しているという静岡県士会の事例や、県内を東部・西部で分けて周知会を定期的実施しているという香川県士会の事例も報告されました。さらに、士会から協会への要望として、「協会の紹介については、協会がコン

テンツを用意してくれると助かる」「協会・士会の情報交換プラットフォームは必要だが、地域の特性があるのですべての情報が有効とは思えない。取捨選択できると助かる」といった声がありました。

(8) 協会基本理念に関して意見交換会

今年度、基本理念が創設されましたが、谷川真澄本会常務理事が改めてその経緯を説明しました。組織強化の課題として、基本理念を浸透させ、インナーブランディングを高める必要があるとし、そのために説明する機会を設ける、研修会を実施する、協会～士会のインフラの活用をする、人事評価制度に取り入れる、浸透度をアンケート等ではかるといった方向性があると述べました。

GW では、「組織マネジメント、組織強化の観点から始まり、協会が策定した基本理念が都道府県士会の活動で現在、何か影響が出ている（出そうな）部分がありますか？」「基本理念を活かして新たに士会で実施しようとしていること、協会と共同して何かできそうなことはありますか？」というテーマで行われました。これに対して、士会からは「今のところ影響はない」「特に影響は出ないのでは」といった反応でしたが、基本理念の普及については、動画等の媒体の活用、MTDLP 等、協会のツールの活用、学校養成施設に対するの説明等が方法として挙がりました。

2 日目は士会から協会へ、士会同士の情報交換

(1) 「誰もが主役 多様な協会へ」推進チーム

2 日目冒頭は、「誰もが主役 多様な協会へ」推進チームの高橋香代子本会理事が、クォータ制を改めて紹介しました。11 月に公示される役員選挙からジェンダーに着目した候補者クォータ制が導入されますが、それに際して、「周りに立候補に迷っている人がいれば後押しを」と高橋理事は訴えました。

(2) 協会事業と士会事業の連動

2025 年度の協会重点活動項目を周知し、士会の事業計画の参考にしていただくことや協会事業と士会事業との連動について課題を整理し、今後の連携に活かすと

いう目的で「2025 年度重点課題項目についてのご意見」「2025 年度重点課題項目を踏まえて、都道府県士会での事業計画や取組強化について」「協会の重点課題項目以外で都道府県士会が自身の組織課題として考える重点項目」についてグループで議論されました。

士会からの意見としては市町村への作業療法士配置に対するものが目立ちました。「配置する時、既にいる担当者や他職種、都市部と地方の違い等に配慮する必要があると感じた」「担当者ががんばって取り組んでも、行政に相手にされないことも考えられる。政治力も重要」といった声が上がりました。そのほか、「退会者増については、ライフステージの変化に伴う退会に対する復会制度の工夫や、作業療法の楽しさ・魅力を伝える卒前・卒後の取り組みが必要」「JRAT の活動のなかで、避難所から作業療法士に対して専門的な支援を望む要望が少なかった。作業療法士の専門性をもっとアピールしなければならない」「士会のなかで学生と一緒に活動できる機会、学生が主役になるような活動もあったらよい」等、さまざまな意見が出ました。こうした士会からの意見・要望に対して、島崎寛将本会理事は「ここで挙げた意見を受け止め、理事会で反映していく」と応えました。

(3) 組織マネジメントについて

士会間での情報交換プログラムとして、組織マネジメントについて議論されました。沖縄県士会と茨城県士会がそれぞれの組織マネジメントの工夫を発表し、そのうえでグループワークが行われました。沖縄県士会は圏域ごとの支部体制を、茨城県士会はコミュニティディレクター制度を紹介しました。

グループワークでは「各士会での組織マネジメントに関する情報交換」「各士会において今後どのような組織マネジメントが重要になっていくか」「協会と都道府県士会、同じ職能団体全体としての組織マネジメント（連携、役割分担等）に関する意見」が話し合われました。士会からは、事務局の強化や負担軽減、財務体制の工夫等の必要性が挙げられ、その前提として「協会員＝士会員」の実現も強調されました。

2021年4月にAPOTC2024の誘致に成功してから3年と7ヵ月
ついに来月、開催となりました！

第8回アジア太平洋作業療法学会(APOTC2024)

互いに支えあう地域づくり
—持続可能で根拠に基づいた作業療法—

会期：2024年11月6日(水)～9日(土)
会場：札幌コンベンションセンター
学会長：山本 伸一 (一般社団法人日本作業療法士協会会長)
Ling-Hui Chang (アジア太平洋作業療法地域グループ会長)



最新の日程表をご確認ください

間もなく、すべての抄録(電子版)を学会ホームページで公開いたします。最新の日程表と併せてご確認をお願いいたします。学会アプリは10月下旬に公開予定です。

これまでの本連載でもお伝えしてきましたが、改めて各日のハイライトをご確認ください。

●5日(火)

Precongress Workshopは午前10時から始まります。延べ400名を超える方々が参加される予定です。

●6日(水)

基調講演Iは、コミュニティデザインの第一人者である山崎亮氏(写真1)によるご講演「コミュニティデザイン：人と人がつながる仕組みをつくる」です(同時通訳あり)。午後一番に行われるシンポジウムIは「互いに支えあう地域づくり：作業療法の視点から」です。Education Workshopの講師はAPOTRGのLing-Hui Chang会長(写真2)。テーマは「The Digital Shift: Navigating online and in-person learning」ということで、学校養成施設教員の皆様、必見です！

●7日(木)

午前中はシンポジウム2「革新的なテクノロジーと作業療法」と佐藤剛記念講演が続きます。佐藤剛記念講演(同時通訳あり)は、日本人では初の受賞となる中村春基先生(第5代日本作業療法士協会会長。写真3)が登壇されます。午後の学生フォーラムには、国内外の学生・院生・新人作業療法士・学校養成施設教員が参加予定となっております。

●8日(金)

午前中は、シンポジウム3「根拠に基づいた作業療法を構築するために」とシンポジウム4「作業療法の新たな職域と無限の可能性」が続きます。終日、多くの口述発表、コングレステーマセッション、Scientific Workshopがすべての会場にて行われます。夜にはガラディナー(祝宴会)を開催します。

●9日(土)

最終日は、WFOTのSamantha Shann会長(写真4)によるご講演「作業療法：成長の可能性」(同時通訳あり)で学会を締めくくります。



写真1
基調講演Ⅰの
山崎亮氏



写真2
Education Workshopの
Ling-Hui Chang 学会長



写真3
佐藤剛記念講演の
中村春基氏



写真4
基調講演Ⅱの
Samantha Shann 会長

当日の参加登録も可能です

事前参加登録は締め切りとなりましたが、当日参加も可能です。1日のみの参加費が設定されていますので、ぜひご検討ください。特に、第58回日本作業療法学会に参加するために札幌に8日（金）に前日入りされる方で APOTC2024 への参加についてはまだ迷われてる方は、8日（金）の「1日参加（20,000円）」も可能です。当日、学会場でお支払いいただけます。

また、8日（金）夜のガラディナーは APOTC2024 に参加登録されていない方でもお申込みいただけるようにいたしました。お申し込みは学会ホームページの「関連イベント」ページをご確認ください。

協会員の皆さん、来月札幌でお会いしましょう！

国内外の作業療法士と一緒に、素敵な時間をお過ごしください。

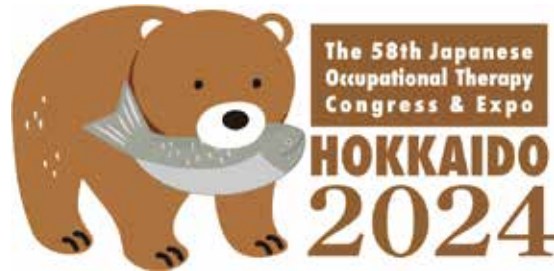
第8回アジア太平洋作業療法学会実行委員会一同、皆さまのご参加をお待ちしております

※最後の Front line APOTC2024 は 154 号（2025 年 1 月 15 日発行予定）に掲載予定です。

●学会に関するお問い合わせ先

第8回アジア太平洋作業療法学会（APOTC2024）運営事務局
株式会社コンベンションリンケージ内
Email: apotc2024@c-linkage.co.jp

第 58 回日本作業療法学会（北海道）のご案内



学会開催日が近づいてまいりました。事前参加登録の締切期日が迫っておりますので、現地参加を予定されている方はお早めにご登録ください。また、Web 参加登録は締切期日までまだまだ余裕がありますので、現地来場できない方はぜひ Web 参加をご検討ください。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

事前参加登録 2024 年 **10月31日 (木) 正午**まで
Web 参加登録 2024 年 **12月20日 (金) 正午**まで

開催概要

●テーマ

「作業療法の効果を最大化する知識・技術・環境を問う」

●会期

現地開催：2024 年 11 月 9 日（土）～ 10 日（日）午前

オンデマンド配信：2024 年 11 月 9 日（土）～ 2025 年 1 月 13 日（月・祝）

●会場

札幌コンベンションセンター（北海道札幌市白石区東札幌 6 条 1 丁目 1-1）

●学会長

仙石泰仁（札幌医科大学保健医療学部）

●主なプログラム

学会長講演、教育講演、シンポジウム、市民公開講座、企画セミナー、
一般演題、機器展示、書籍販売 等



第 58 回日本作業療法学会
ホームページはこちら

参加登録やプログラム等に関する詳細は下記の QR コードより学会ホームページにアクセスしご確認ください。



【重要】ご連絡事項

- 今年度から募集要項の内容が一部変更となっています。主な変更内容は、①応募条件に関して、学会発表経験を除いた点、②助成種別（指定課題・自由課題）をなくした点、③研究成果の学術論文投稿を必須、とした点です。十分内容をご確認のうえ、申請をお願いいたします。
- 本制度の応募には、研究倫理教育研修「例：日本学術振興会 研究倫理 e ラーニングコース等」の受講（研究責任者・実施者だけではなく、共同研究者も含む）の修了が必要です。募集期間に間に合うようにご受講をお願いいたします。研究倫理教育研修の受講に関する詳細は、協会ホームページに掲載されている「研究倫理教育受講のお願い」をご確認ください。

1. 研究助成内容

本制度は、作業療法の発展に資する研究を募集いたします。特に、今後の制度改定に向けた作業療法のエビデンス構築や独創的・先駆的・萌芽的研究、社会的な意義や貢献度の高い調査・研究を歓迎します。研究実績の少ない若手の方も積極的にご応募ください。

2. 応募の条件

- ・研究責任者は、日本作業療法士協会正会員歴が3年以上ある者とします。
- ・応募には、研究倫理教育研修「例：日本学術振興会 研究倫理 e ラーニングコース等」の受講修了（研究責任者・実施者だけではなく、共同研究者も含む）が必要です。詳細は、協会ホームページ「研究倫理教育の受講のお願い」をご確認ください。

3. 助成期間および助成金

- ・助成期間は、原則として、助成年度の4月1日から翌年1月31日までです。
- ・助成金は、1件の上限50万円です。なお、審査の結果によっては、申請額の満額支給とは限りませんので、あらかじめご了承ください。

4. 助成件数

原則として、3件以内

5. 募集期間

2024年9月30日（月）～11月8日（金）（当日消印有効）

6. 審査過程

- ・書類審査にて助成課題の候補者を選定します（2024年12月末まで）。審査基準は協会ホームページ（会員向け情報＞学術関連＞学術・研究＞5. 課題研究助成制度）を参照してください。

・審査会が課題を審査・推薦し、会長もしくは学術担当副会長の承認の下、理事会に報告されます（2025年2月理事会）。採択後、提出いただきました研究計画書などの修正をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。採否の内定通知は、候補者選定後に行いますが、最終的な結果通知は理事会への報告後となります。

7. 応募方法

応募者は下記1)～4)の応募書類を協会ホームページ内「課題研究助成制度」ページより入手し、必要事項を記入して応募してください。また、下記5)の修了証明も同封し、募集期間中に協会事務局まで簡易書留にて郵送してください。また同時に、応募書類のファイルを下記アドレスに送信してください。なお、応募にあたっては、「書類作成の手引き」もご参照ください。

【応募書類】

1) 2025年度日本作業療法士協会課題研究助成計画書（様式1）

研究課題名、研究期間、研究組織、研究費申請額、研究目的、研究方法について別紙「課題研究計画作成上の留意事項」および「課題研究助成の対象科目と会計処理」に基づき記入してください。

2) 倫理審査申請書

研究にかかわる倫理的配慮とその方法について「倫理審査申請書作成上の留意事項」に基づき記入してください。

3) 同意書・同意説明文書

研究に参加する対象者または代諾者より同意を得る必要がある場合は、資料を参考に同意書と同意説明文書を作成し、倫理審査申請書に添付してください。

4) 論文投稿に関する誓約書

必要事項をご記入ください。

5) 研究倫理教育に関する修了証明（研究責任者・実施者だけでなく、共同研究者も含む）

日本学術振興会 研究倫理 eラーニングコース等の受講履歴証明、または修了証のコピーを申請書類として提出してください。

※ 研究実施承認書

研究助成が決定された後に、研究責任者（または研究実施者、共同研究者）は、対象施設（機関）より臨床研究を実施する許可を得て「研究実施承認書」を提出してください。なお、施設の実施する倫理審査会の承認を受ける場合は、判定結果（コピー）を提出してください（この場合、「研究実施承認書」の提出は必要ありません）。

委託契約書を交わして多施設共同研究を実施する場合は、委託契約書を研究実施承認書に代えることができます。なお、委託契約書および業務委託仕様書は研究責任者が作成してください（書式サンプルは協会ホームページ内「課題研究助成制度」ページを参照）。

8. 成果報告と公表

①課題研究成果報告書（様式2：研究の目的、方法、結果・成果の概要を記してください。研究終了の年度末までに提出してください）

※課題研究成果報告書は、協会ホームページ、機関誌等で公表されます。

②研究費会計報告書（様式3：実際の支出額を報告し、領収証等を添付してください。研究終了年度の2月末までに提出してください）

本制度による研究の成果は、学術論文として公表してください。投稿先は、学術誌『作業療法』か『Asian Journal

of Occupational Therapy』を推奨しますが、ISBN/ISSNに登録された作業療法に関する学会・学術団体（都道府県作業療法士会等）が発行する学術誌への投稿も可とします。ただし、学術誌『作業療法』と『Asian Journal of Occupational Therapy』以外への学術誌の投稿にあたっては、その理由を投稿前に日本作業療法士協会事務局「課題研究助成制度」係へ必ず連絡してください。また、論文は原則として、助成終了後1年以内に投稿に至るようにお願いします。学術論文として投稿ができない場合には、助成金を返金いただく場合もございます。なお、本制度申請の際に、学術論文への投稿に関する誓約書を提出いただきます。

・学術論文への投稿にあたって、日本作業療法士協会事務局「課題研究助成制度」係（アドレス：kadaikenkyu@jaot.or.jp）に通知するとともに、論文中に必ず日本作業療法士協会の課題研究助成による研究である旨を明記ください。

9. 留意事項

研究責任者としての申請は、1人1件のみとさせていただきます。

・科学研究費等、ほかの研究助成を受けている場合には、その旨を明確に記載し、本制度の申請内容との相違を記してください。採択後であっても、ほかの研究助成を受けていることが未申告であったことが判明した場合には、採択を取り消し、助成金を返金いただく場合もございます。

10. 著作権とデータの二次的使用

課題研究成果報告書・掲載論文等の著作権（著作人格権、著作財産権）は報告者（著者）に帰属します。報告者は、一般社団法人日本作業療法士協会に、協会が公益事業に役立てるために行うデータの二次的使用と成果報告書・掲載論文の転載許諾の権利を譲渡するものとします。

11. 書類送付先

〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸光ビル7階
一般社団法人日本作業療法士協会事務局「課題研究助成制度」係
TEL：03-5826-7871 FAX：03-5826-7872
ファイル送付先アドレス：kadaikenkyu@jaot.or.jp



2024 年度 災害支援研修会 開催案内

地域社会振興部 災害対策課

研修会テーマは「令和 6 年能登半島地震での活動を振り返って」

地域社会振興部 災害対策課では、災害支援ボランティア登録者ならびに都道府県士会の災害対策にかかわる担当者、災害支援に興味関心のある協会員に向けた研修会を年に 1 回実施しています。災害発生時に対応できる備えは、平時から構築しておくことが重要です。これまでの災害支援の取り組みを踏まえながら、支援体制の構築・連携、心がまえ、知識・技術の向上を目的に、共通認識を高める研修会を行います。

●日 時：2024 年 12 月 14 日（土）13：30～17：00（13:00 より受付開始）

●場 所：Web 開催（Web 会議システム Zoom 使用）※パソコンからの受講を推奨します。

●参加費：無料 ※基礎ポイント付与の対象外となります。

●対 象：協会災害支援ボランティア登録者／都道府県作業療法士会の災害対策に関する担当者、そのほか災害支援に興味関心のある日本作業療法士協会会員

●定 員：100 名

●申込み：協会ホームページ「災害対策課」ページ内の専用申込フォーム（右の QR コードから災害対策課ページにアクセスできます）からお申し込みください。

●受付期間：2024 年 10 月 1 日（火）～11 月 15 日（金）
※受講の可否は 11 月 21 日（木）頃のお知らせになります。



●災害対策課ページは
こちら

●プログラム（予定）：

- ・令和 6 年能登半島地震における、日本作業療法士協会の対応について
- ・災害支援ボランティアマニュアルおよび受け入れマニュアルの説明
- ・支援者のこころのケアについて
- ・能登半島沖地震での作業療法士が行ったかわりについての報告
～ 1.5 次避難所での活動を中心に ～
- ・Zoom ブレイクアウトルームにてグループ討議

●問合せ：日本作業療法士協会 地域社会振興部 災害対策課 E-mail：ot-saigai@jaot.or.jp

地域社会振興部 災害対策課からのお知らせ

●災害支援ボランティア登録について

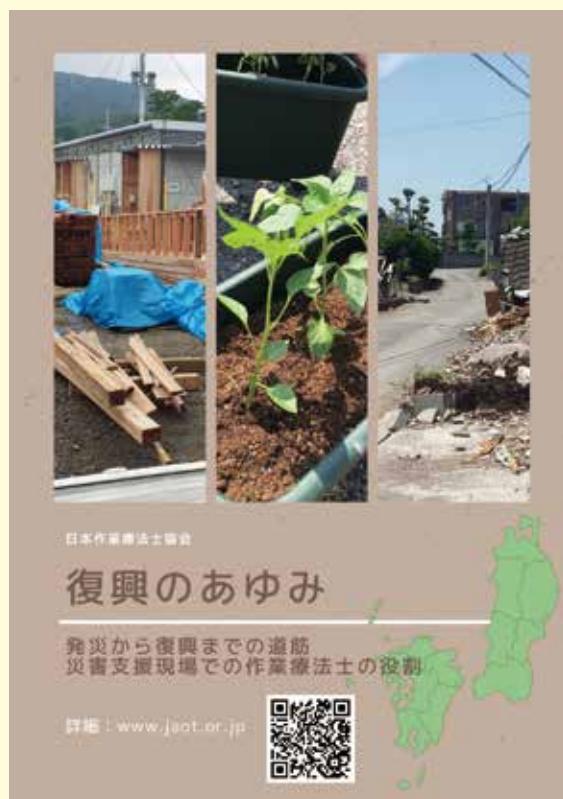
本会では、平時から災害に対する備えを行い、災害発生時に迅速に対応できる体制を整備しています。災害支援ボランティア登録を行っていただいた会員には、大規模災害が発生し被災地から本会に災害支援ボランティアの派遣要請があった際に、その情報をメールにて配信し、改めて災害支援ボランティアへの参加の希望を確認します。災害支援活動に興味のある会員は、まず登録することをお願いします（災害支援ボランティアへの登録が支援活動へ参加するために直結するというわけではありません）。

※災害支援ボランティア登録の方法は、協会ホームページ [\[災害対策室ページ\]](#) をご確認ください、会員ポータルサイトより「登録情報変更」から基本情報2の協会災害支援ボランティア登録を「希望しない」から「希望する」に変更してください。



●『復興のあゆみ』について

過去に被災を経験した東北三県・熊本県の作業療法士を中心に、これまでの取り組みについてまとめた報告書『復興のあゆみ』を配布しています。各会員への広報にぜひご活用ください。





パンフレット『作業療法でデキタウン』 が完成しました

制作広報室

本会は2024年度の重点活動項目として「認知症とその家族や支援者に対する作業療法の効果的な広報の推進」を掲げ、広報媒体の拡充に取り組んでいます。このたび、協会ホームページで既にご覧いただいている、オーティくんTMと行く作業療法見学ツアー第2弾『作業療法でデキタウン』をパンフレットとしても新たに作成しました。

「認知症になって引きこもりがちだったおばあさん。お店での支払いが苦手になったおじいさん。家族とぶつかりがちだったおばあさん。作業療法の視点でかかわると……？」

認知症の人の「できる」を見つけて生活しやすくする作業療法士の視点や工夫について、Webコンテンツとは構成を変え、絵本を読んでいるようにストーリー仕立てでご紹介し、子どもから大人まで幅広い世代に作業療法士がかかわる認知症の人への支援をわかりやすく説明してい

ます。本会の広報キャラクターであるオーティくんに加えて、トモニャン、スローさん等、新しいキャラクターも登場しています。

本会では、これまで認知症の方とその人を支える人へ作業療法を紹介するコンテンツとして、映像『二本の傘』、チラシ『日々の暮らしを続けるために。認知症リハビリテーションがあります』、Webコンテンツ作業療法見学ツアー『作業療法でデキタウン』があり、協会ホームページには今までの認知症の方への作業療法をまとめたページもあります（下記QRコードからアクセスしてください）。ぜひ、場面に応じてそれにあったコンテンツをご使用ください。

この見学ツアーで、認知症について、作業療法士がかかわる認知症への支援について、たくさんの人に知っていただけるとうれしいです。



『作業療法でデキタウン』パンフレット表紙



●協会ホームページ内「認知症の方への作業療法」
ページはこちら

その人の「できる」はみつげられる。

認知症は、生活障害

認知症とは、覚えたり、理解したり、計算したり、学習したり、判断したりする力(認知機能)が低下することによって、ふだんの暮らしに障害が生じること。

でも、認知機能が低下していても、持っている力はある。一度にすべての能力がなくなってしまうわけではない。まだできることに着目して生きながら、生活の中で失った認知力に代わるように、人の関わり方や環境の整備を促して、まわりの障害を取り除けば、「できる」が戻ってくるんだよ。

私たち作業療法士にできることはある。認知症の人の「できる」をみつげて、支援しやすくなるんだ。

でも気づける人が増えれば、まちもやさしくなれる。

「あら作業療法士さん お買い物に行ってくるわね」

「お気をつけて 素敵な お洋服ですね」

「ありがとう」

「おばあさんの気持ち」

あれ、自分の洋服がどこにあるか、わからなくなってきたわ

洋服をえらぶのが めんどくなってきた

おでかけするならちゃんと おしゃれや身支度をしなきゃ

このまえば季節に合わない服を着ていると 息子に注意された

でかたらない

「家族の気持ち」

最近、お母さん、ずっと家について 気持ちも込んでいるようす

このままじっどん 居たりせうで心配

最近、お母さん、ずっと家について 出かけようと誘ってもいやだと返す どうして?

『作業療法でデキタウン』パンフレット中面



10月27日は「世界作業療法の日」です

国際部



Occupational Therapy for All

すべての人に 作業療法を

9月25日は日本における「作業療法の日」でしたが、「世界作業療法の日」は10月27日です。

「世界作業療法の日」は、世界作業療法士連盟(WFOT)によって2010年10月27日に初めて制定されました。それ以来、この日は国際的に作業療法を推進する日として重要な役割を担っています。WFOTは、作業療法専門職の国際的な代弁者であり、2024年9月時点、世界111の作業療法士協会で構成されています。「世界作業療法の日」は、専門職としての認知度向上や、国内外にWFOTの活動を展開する絶好の機会と言えます。

今年のテーマは「Occupational Therapy for All (すべての人に作業療法を)」

世界作業療法の日には、毎年テーマが定められています。今年のテーマは「Occupational Therapy for All(すべての人に作業療法を)」。

とてもシンプルな今年のテーマは、私たち作業療法士が初心にかえることの重要性を示唆しているように感じます。作業療法士は対象者がその人らしく生活するために、個人・地域・社会全体に対してどのような支援ができるでしょうか。10月27日は、どうぞそのことに思いを巡らせてみてください。

一緒にお祝いしましょう！

作業療法の日是世界中の作業療法士にとっての大切な記念日です。「世界作業療法の日」の今年のロゴマークをSNSのアイコンにする人や、#WorldOTDayのハッシュタグで書き込みをする人も多くみられます。今年は一緒に「世界作業療法の日」をお祝いしてみませんか？

下記のQRコードから、各国の言葉で書かれたロゴがダウンロードできます。



●「世界作業療法の日」ロゴ
ダウンロードはこちら

2026年の世界作業療法連盟大会 (WFOT2026) について

WFOT2026はタイのバンコクで開催されます。まだ具体的な会期や演題募集については発表されていませんが、第8回アジア太平洋作業療法学会(APOTC2024)の次はぜひWFOT2026での発表を目標にしてみてください。



第 21 回障害保健福祉領域における作業療法（士）の役割に関する意見交換会 生活支援カンファレンス in 東京 & ONLINE 開催報告

制度対策部

2024年7月7日、東京都江東区の文具協和会館にて生活支援カンファレンスを開催しました。本カンファレンスは障害保健福祉領域で活躍する、あるいは関心のある作業療法士が一同に会し、①事業所の特性や地域における取り組み等について情報共有並びに意見交換を行うこと、②共通する役割や課題を抽出し、同領域における会員相互のネットワークを構築すること、③同領域における作業療法士の配置促進や活動範囲の拡大につなげることを目的とし、2013年より開催しています。

今回は生活支援をテーマに、前半は厚生労働省からの行政説明、生活支援に取り組む作業療法士による実践報告、後半はグループディスカッションを行いました。今まではオンラインは実践報告のみの参加でしたが、今回は全プログラムをハイブリッド形式にて開催し、会場30名、オンライン75名と多職種も含むたくさんの方に参加いただきました。

行政説明・実践報告

行政説明では、厚生労働省社会援護局障害福祉部障害福祉課の服部剛課長補佐より令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について、生活支援関連のサービスの現状を交えながら内容や報酬について詳細にお話しいただきました。

実践報告では3名の会員から、障害福祉施策でも重点を置かれている議題を鑑み、強度行動障害、障害福祉事業所の高齢化対策、地域移行の取り組みについてお話しいただきました。それぞれの報告の詳細は次ページ以降で紹介しています。

グループディスカッション

実践報告後行ったグループディスカッションでは、実践報告の感想や作業療法士の役割や連携について、日頃の悩みや困りごとをそれぞれのグループで自由に話し合いました。

実際の困りごとから関連する取り組みのシェア、起業や他の法人・事業所との連携、病院から地域へのネットワーク等、かなり広い話題に及んでいましたが、「その場その時で変化する多様な役割があるが故にあいまいになりやすいけれども、多様なニーズに応えられるのは作業療法士ならではの」という声や、「(役割が)曖昧だから伝わりにくい。もっと作業療法士を知ってもらいたい」という声、困りごとや悩みに関しては大きなうずきとともに「皆同じような悩みを抱えているんだなと思った」といった声も聞かれました。

参加者アンケート

65名の方から回答を得ました。障害福祉領域に何らかのかかわりがある・あった方が50名、「興味がある」と答えた方が15名でした。また、35名が初めての参加でした。参加の動機については、「実際にかかわっていて役割等に迷う、近くに同じ領域の作業療法士がいない、つながりがほしい」「今後かかわりたい」「報酬改定の情報がほしい」「障害福祉分野との連携のため」「強度行動障害の実践について知りたい」「生活支援の実践を知りたい」という声が寄せられました。

回数を重ねるにつれ、また、ハイブリッド形式になったことで全国からさまざまな方に参加していただけるようになり、今までよりもこの分野への関心が強まっていることを感じる一方、感想のなかにも「一人職場で、相談できる人がいない、つながりをつくりたい」という声も一定数聞かれたことから、会員相互のネットワーク構築のための仕組みづくりや支援が今後も必要であることが再確認できました。また、今後扱ってほしいテーマでは、就労、障害者の高齢化、医療機関・行政を含めたさまざまな場所・人との連携について知りたいといった声が多く聞かれています。

今年度は、冬に大阪にて就労支援カンファレンスを予定していますが、これを含む今後の企画に反映し、皆様の日々の支援に役立てられたらと思います。

実践報告 1

問題行動の軽減につながった 強度行動障害病棟の和紙製作について

社会福祉法人埼玉医療福祉会 光の家療育センター 小林 健哉

光の家療育センターは、重症心身障害児・者の医療型障害児入院施設、療養介護施設です。332床のうち124床は強度行動障害のある利用者が入所しています。自傷、他害、不潔行為等のある利用者もおり、病棟職員が対応に苦慮することも多いです。

今回、作業療法士が小集団の「和紙製作」を病棟に導入したことで利用者の問題行動の軽減がみられました。本実践では、強度行動障害のある利用者に作業を導入する際のポイントや、作業が対象者に与えた影響について報告しました。

実践内容

対象者は入所をしている強度行動障害のある、男女合わせて6名（平均年齢43±14歳）。障害像はさまざまですが、共通項として重度知的障害、自閉スペクトラム症があります。特に対応に苦慮していたのが「思い通りにならないと失禁をしてズボンをふりまわす」「不安になると自分の手を噛む等の自傷で表現をする」といった行動でした。それまでも病棟でさまざまな対応をしてきましたが、問題行動は減らず長年同じ経過を辿っていました。

今回は作業療法士と病棟職員が協力し、毎週月曜～土曜の午前中に和紙製作を行いました。材料は施設から毎日出る牛乳パックをリサイクルし、作業工程は対象者の能力に応じて道具や伝え方を工夫しながら行いました（図、写真1・写真2）。



図 光の家療育センターで実施した和紙づくりの工程



写真1 和紙づくりに取り組む利用者



写真2 つくった和紙を七夕の短冊等に

実践のポイント

①チーム連携

作業を考える段階から病棟職員と一緒に考えて行いました。生活を支えている病棟職員はいわば利用者の家族のような存在です。対象者のリアルな悩みや対応の難しさを共有しながら試行錯誤を重ねていきました。

②問題行動の捉え方について

問題行動は「その人の気持ちの現れ」であり、それを「問題」と捉えているのはあくまでスタッフの側です。「問題行動をなくす」という発想ではなく、「問題行動よりも夢中になれる活動」を提供していくことが重要です。そのために作業療法士の作業分析・機能評価は有効でした。

結果

和紙製作導入後、対象者の問題行動が軽減しました。導入後の対象者の変化を昨年の同時期3ヵ月間と比較したところ、失禁回数が120回→70回に減少し、自傷回数も減少しました。それに伴い病棟職員の対象者に対する認識も変わり、病棟職員へのアンケート調査では71%が「和紙製作を始めてから落ち着き、かかわりやすくなった」等、良い変化を実感していました。導入後3年経ちますが活動は継続しており、和紙をハガキにして販売し、得られたお金で好きなご飯を食べに行ったり、作品展に出品してみんなで見に行ったり等、生活の質にも変化がみられています。

実践報告 2

障害のある方の高齢化に対する作業療法士の役割

神奈川県士会作業療法士会制度対策部福祉用具班 沼田 一恵

障害のある方の高齢化・重度化により、これまで行ってきた支援や支援環境では対応が難しいと支援者の方から個人的に相談を受けることが増えました。そこで、作業療法士配備のない事業所への環境整備に関するアドバイス活動を行っているのですが、今回はその実践について報告します。

障害者的高齢化・重度化について

まず障害者的高齢化ですが、65歳以上の障害者、特に知的障害の方が10年で4倍となっており、生活の場である施設入所支援においては約1/4を占めています。また、障害のある方の特徴として、健常者と比較すると年齢にかかわらず状態変化を呈しやすく、状態や障害特性に合わせた個別的な対応や環境整備の必要性があると言えます。たとえば40歳代のダウン症の方で認知症を発症し、急激にADLが全介助になる等です。一方で、多くの利用者は活動性が高く、自立支援に向けて活動している青年期の利用者であり、高齢化・重度化に対する支援頻度は多いとは言えず、支援者が介助技術や知識を習得することは容易ではありません。

この状況に対して、支援者の方からは「介助が必要になったらどうしたらいいかわからない、この先支援を続けていけるか不安です」という声も多く聞かれます。しかし、介助指導や研修、福祉用具の導入や住宅改修等の環境調整をして課題解決されるケースも経験してきました。

実際の相談事例から

浴室・脱衣所の老朽化と利用者の高齢化のため、改修に対するアドバイスを行った事例です。

私が介入した時期は改修に対して職員の不安感や漠然とした疑問が散見されて整理が難しい状況でした。そこで、まず課題の整理をし、具体的な改修案と一緒に考えました。次に改修後は動線の変更や支援の手順変更が発生すること、改修により解決できること・できないことを事前に共有し、職員の不安の対策をしました。改修後は改修前と同様の入浴サービスの提供ができており、より安全に入浴支援ができるようになっています（写真3・写真4）。



写真3 改修前の浴室



写真4 改修後の浴室

障害者的高齢化・重度化に対する作業療法士の役割

障害のある方の状態の変化は個別性が高く、状態像を捉えにくいいため生活課題や対応が整理しにくいと感じます。作業療法士は環境も含めてその人ごとの個別の評価ができるので、生活のなかで実現可能で具体的な対策案を支援者に提案できるのが強みだと思います。作業療法士の評価により、ご本人の状態を理解できることで一番近くにいる支援者が専門性を発揮でき、障害のある方がその人らしく本人の希望する環境で生活することにつながると考えています。

実践報告 3

心の健康と地域で暮らす

NPO 法人東京ソテリア 松本 直之

NPO 法人東京ソテリアは 2009 年、東京都江戸川区にて精神障害のある方が病院ではなく地域で暮らすことを目的に、「東京ソテリアハウス」という 1 軒の家からスタートしました。2010 年より、江戸川区春江町という地域で「地域活動支援センターはるえ野」の運営も開始しています。

地域活動支援センターはるえ野

地域活動支援センターI型として、相談・訪問・同行の個別支援や引きこもり会、精神障害のある親と子どもの会、依存症プログラム、バンド、演劇、アートサークル等を当事者と一緒に運営しています。また、特定相談支援・一般相談支援・自立生活援助の障害福祉サービスや江戸川区の委託を受け、高次脳機能障害者支援事業も行っています。

地域移行支援と地域生活支援

主に精神科病院に長期間入院されている方を対象として退院支援を実施しています。病院や行政機関から依頼を受け、ご本人と面談や外出、食事を重ねながら関係性を構築していきます。その後、住居の確保、日中の活動・仕事、生活用品・家具の準備、退院後の通院先調整、金銭・服薬・健康管理、仲間づくり等を行っていきます。退院後も地域生活を長く継続していくことができるよう、関係機関と連携しながらかかわりを続けていきます。

また、グループ活動も行い、長期間の入院から生じる生活の困難さを分かち合うミーティングや回転寿司や焼き肉を食べに行ったり、お出かけをしたり、生活のなかで楽しみをみつけながら仲間とつながる活動も行っています。

表現活動と地域活動

地域や社会のなかで役割をもつことを目的に、メンバーと表現活動や地域活動に取り組んでいます。Dirty Winds という名前のバンドを結成し、ライブハウスや地域のイベントに出演しています（写真5）。最近ファンもついてきました。

演劇活動では、地域イベントや精神科病院で朗読劇をしたり、小学生に紙芝居を発表したりしています。今は「泣いた桃太郎」という演目に取り組んでいます。桃太郎に退治された鬼の子どもが現れて……という内容です。メンバーとともに活動することやその表現は豊かで人を惹きつける魅力があります（写真6）。

そのほかに近隣にある団地の話し合いにメンバーと参加し、地域活動に貢献したり、近隣にある福祉施設と町会や小学校を巻き込んだスタンプラリーや音楽フェスを開催したりしています。



写真5 Dirty Winds のライブハウスでの演奏



写真6 劇団による小学生への紙芝居

精神障害にも対応した江戸川区での地域包括ケアシステム構築

精神障害のある方が安心して暮らせる地域づくりに向けて、江戸川区では精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進・構築支援事業が取り組まれています。現在、私は「構築リーダー」という役割をいただき、行政や民間事業所、不動産、当事者、家族会の方と活動をしています。具体的には、4つのワーキンググループ（普及啓発、医療連携、住まう、ピアサポート）を組み、地域課題の解決に取り組んでいます。



海外作業療法士・学生受け入れ事業 実践報告

国際部 国際交流課

国際部 国際交流課では2023年度より、海外の作業療法学校養成施設に在籍する学生による日本での臨床実習や、作業療法士の臨床見学受け入れを推進するべく活動しています。本稿では、これまで海外作業療法士・学生の受け入れを経験された作業療法士にその経験を振り返っていただきます。

海外作業療法士受け入れ事業の概要

COVID-19感染拡大による行動制限の緩和が進むなかで、複数の海外の作業療法士（以下、OTR）および作業療法学生（以下、OTS）から、日本の施設見学や日本での臨床実習の受け入れについて本会に問い合わせがありました。それに対し国際部では、問い合わせに関する情報の整理や受け入れフローの作成、受け入れ可能施設のリストアップを進めてきました。また同時に、日本のOTRが海外のOTRおよびOTSを受け入れ、交流の機会をもつことの意義について追求しています。今年度はより多くの協会員に当活動を周知し、海外OTR（S）受け入れをより身近に感じていただき、国際交流の輪が広がることで本会の国際化に貢献したいと考えています。

これまでの受け入れ実績

1) 台湾 OTR の施設見学

2023年5月、台湾で臨床家として働くOTRの施設見学を受け入れました。国内5ヵ所の病院と施設の見学を行い、それぞれの国での作業療法実践について意見交換を行いました。また、台湾の作業療法についてプレゼンテーションを行っていただき、国の制度による作業療法の違いについてディスカッションを行いました。そして現在、2024年11月にAPOTC2024参加のため来日する同僚のOTRからも、日本での施設見学依頼があり、随時対応しています。

2) 米国 OTS の臨床実習

2023年7月、米国の臨床博士課程に在学中の学生3名を神奈川県内の3病院にて受け入れ、見学実習を実施しました。日本のOTRにとっては海外OTSの実習指導を受け入れるという初めての経験でしたが、言語の壁を乗り越えようと身振り手振りで臨床思考過程や機器の説明を行

い、交流を深めました。

また一部の米国OTSから希望があり、2024年3月に再度3週間の見学実習が実施されました。実習を通して日本での作業療法実践に興味をもち、国際交流の意義について共同研究が実施される等、発展的な受け入れとなりました。

3) スイス OTS の臨床実習

2024年3月、北里大学病院（神奈川県）にてスイスの3年制学校養成施設に在学中の学生の最終実習を9週間受け入れました。精神科での実習であったため、OTSは特に身体拘束について興味をもち、自ら文献抄読を行って資料を作成し、身体拘束最小化に対して作業療法士が担う役割について指導者と議論することができました。

OTSは日本の国籍を併せ持っていることから、日本で臨床実習をすることに対してモチベーションが高く、指導者にとっても自身の臨床についてわかりやすい日本語で伝えるため、自身の考えを見つめ直す機会になる等、実りの多い実習となりました。

海外 OTR・OTS 受け入れの体験談

1) 嶋津美乃里 OTR（湘南慶育病院、神奈川県）からの報告

2024年3月に、作業療法の臨床博士課程（米国）に在籍する1年生の実習を3週間受け入れました。これまでも何度か海外学生の実習受け入れがありましたが、大学の先生方からのサポートを受けながら徐々に長期実習まで受け入れるようになりました（写真1）。

実習中は回復期リハビリテーション病棟を中心に、日本の文化や先端作業療法に触れられるような見学機会を設けました。私自身、海外の方の対応経験がほぼなく、伝える難しさを感じましたが、英単語やジェスチャー、翻訳アプリを用いながら対象者の介入内容を伝えられるよう努めました（写真2）。

OTSはクライアントから声をかけられることも多く、実習終了後は寂しいといった声も聞かれました。実習受け入れを通し、クライアントや当院職員、私自身それぞれが異文化のフィールドに挑戦する彼の姿勢に感銘を受けました。そ



写真1 湘南慶育病院での集合写真



写真2 日本の OTS が米国の OTS に教えている様子



写真3 東神奈川リハビリテーション病院での集合写真

して OTS と言語や文化の違いを尊重した交流が生まれ、たいへん良い経験となりました。

2) 伊藤拓人 OTR (東神奈川リハビリテーション病院、神奈川県) からの報告

当初は、異なる文化や価値観に対してどのように接すればいいか不安を抱きました。しかし、彼らと食事やスポーツ、ゲーム等を通じて会話を重ねるうちに、「海外の」 OTS ではなく、「ひとりの」 OTS として接することができたように

思います。また、コミュニケーション面での不安も抱きましたが、拙い英語やボディーランゲージを駆使してどうにか伝えようと悪戦苦闘しているうちに、お互いが言葉を言い換えるなどしながら、理解し伝えようとする関係性を築くことができたと思います (写真3)。

今回の貴重な経験から多くの気づきや学びを得ることができましたが、一番の学びは良い関係性を築くにはお互いが歩み寄りながらコミュニケーションを取ろうとすることが重要である、ということでした。今回の経験を糧に今後も海外、本邦を問わずさまざまな方とかわる際には、相手を知り、自身を知ってもらいたい、という心構えをもちながら相互理解を深め、自身の成長にもつなげていきたいと思います。

今後の活動方針

今後は海外 OTR および OTS の受け入れ可能な施設を増やし、ネットワークの構築を目指していきます。そのため今年度 (2024 年度) は、海外 OTR および OTS の受け入れを通じた国際交流の促進を目的として広報に注力した活動をしており、11 月に開催される APOTC でのブース展示や機関誌での広報等が予定されています。海外 OTR および OTS 受け入れに興味がある方はぜひ本会の国際部 (dep.international@jaor.jp) までお問い合わせください。

本連載では、「誰もが主役 多様な協会へ」というスローガンのもと、多様な協会活動への参画のあり方を提案し、多くの会員に協会活動へ参画していただくべく、さまざまなかたちで協会活動に参画している方々にインタビューしています。インタビューは、「誰もが主役 多様な協会へ」推進チームの高橋香代子理事・吉田尚樹氏です。

今回お話をうかがうのは、今期から理事としてご活躍中の池田勝彦理事です。



高橋

「誰もが主役 多様な協会へ」推進チームの担当理事をしています高橋です。池田理事とは同じ期に理事に就任したので、今回はお話をうかがえることを楽しみにしていました。



吉田

「誰もが主役 多様な協会へ」推進チームの部員をしています、千葉県千葉リハビリテーションセンターの吉田です。2023年度より協会活動へ参画しています。協会活動への経験が短いからこそ、素朴な疑問等をお聞きできればと思います。では、池田理事、自己紹介をお願いします！

大阪生まれの大阪育ちで、陽気な性格と明るく元気な声が特徴です。性格はポジティブ思考で、好きな言葉は「猪突猛進」です。臨床経験15年目で、これまでに大阪市、尼崎市、現在は吹田市の市民病院で勤務しています。

キャリアアップのために転職をし、その都度、「経験に勝るものはない」という信念で行動してきました。現在は身体障害領域を専門とし、早期作業療法や高次脳機能障害に関連する生活行為の支援が得意かもしれません。



池田



高橋

池田理事は今期から理事に就任されましたが、協会活動へ参画し始めたきっかけは何だったんですか？

最初のきっかけは、2019年に大阪府作業療法士会の代議員に応募したことです。大阪府作業療法士会が代議員を公募していて、協会活動に対して意見を述べる立場で貢献できるかもと考えました。

代議員として活動するなかで、当初はCOVID-19の感染拡大の影響で若年層(35歳以下)の会員離れが深刻化していくのを一会員として肌で感じ、早期に対策していく必要を感じていました。そして、代議員として2期目から、代議員としてできることへの限界も感じるようになりました。



池田



池田理事の臨床の様子



息抜きに海辺でサイクリング



吉田

そのような危機感から、理事に立候補しようと思われたのですか？

そうですね。その頃から協会側の対応をただ待つのではなく、自ら執行部としてかかわることにより迅速に対策を進められるのではないかと感じ、立候補の時期を探っていました。また、一会員として協会と会員との間に大きな隔たりがあるのを感じていました。それは協会活動の透明性が低いことに起因します。我々が納めている会費の用途がみえにくい点にも疑問もっていました。そこで、若年層を代表した立場でこれをみえる化し、必要な情報を会員にしっかり届けることが重要だと感じ、立候補を決意しました。



池田



吉田

近しい世代として、とても共感します！
実際に理事になってみて、池田理事がやりたいことはできていますか？

協会活動に参画してよかったと思うことは、「人とのつながり」「目標達成の達成感」「創造性の発揮」ですね。
現在は教育部担当理事として、登録作業療法士の新しい制度の構築に取り組んでいます。全国で活躍する世代の異なる作業療法士とともに、作業療法教育や組織率対策について議論しながら仕組みを整えていく過程は大変ですが、その仕事の規模の大きさから得られる達成感ややりがいがあります。



池田



吉田

教育部では生涯教育制度や指定規則の改定等、さまざまなプロジェクトがあるようですが、どのようにして皆さんで取り組まれているのですか？



池田

教育部には、年齢層も専門分野も異なる理事が5名かかわっています。そのため、適材適所で役割を分担し、それぞれの専門性を活かしています。私自身は、理事になる直前に認定作業療法士を取得していたため、生涯教育制度の改定において当事者の目線、現場の意見を反映させることができると考えています。一方、学校養成施設教員の理事は指定規則改定に関与する等、自分の得意分野で力を発揮しています。このようにチーム全体として取り組むことが大切だと思います。



高橋

私は理事になってみて、本務とプライベートと協会活動の両立にあたふたしているのですが、池田理事はいかがですか？



池田

課題の一つは時間のつくり方です。時間は限られており、私の場合は家庭があるため、仕事、家事、育児、余暇、睡眠で21時間ほどを充てています。残りの3時間は自由な時間があるので、これを協会活動に充てることで参画できています。また、会議の多く設定される18～21時には時間通りに会議が終われるように、準備や工夫が必要だと思います。これらの活動が無償であることを忘れてはいけません。



高橋

職場やご家族にご理解いただくことも必要になるかと思いますが、どのようにされていますか？



池田

私の職場では、理学療法士で協会役員をしている人もいるので、職場の理解が得られやすいのは助かっています。また、時間休を取りやすい環境が整っており、臨機応変に対応しやすいです。また、家庭内ではお互いのできる時に分担して家事を行っています。休みの日には温泉、麻雀、キャンプ、自転車等の趣味を楽しみながら、バランスを取っています。



吉田

次の役員選挙からクォータ制（まずはジェンダーに着目した候補者クォータ制から）が導入されますが、池田理事はどうお考えですか？

役員選出において、重要な制度だと認識しています。会員構成を反映した理事会、組織運営がなされているかと言えば、かなり疑問があるからです。特に女性会員にとって、協会活動への参画を諦めると選択した人がいるかもしれません。

まずは、各世代の考え方や価値観を反映した協会であるためにも、クォータ制に期待しています。



池田



高橋

そうですね。クォータ制が実現するためには、誰もが参画しやすいように協会活動そのものを変えていく必要があるということも、池田理事のお話から感じました。最後に会員の皆さんにメッセージを！

人生はあっという間に終わります。何もしていなくても時間は過ぎますが、30歳を越えてからそのことに気づきました。限りある時間のなかで、私は協会活動に参画し、日本の作業療法の未来をつくる貴重な経験を肌で感じています。ぜひ皆様もご自身の経験を協会活動に活かしてみませんか？



池田

今回は池田勝彦理事から、協会活動に参画しようと思った経緯や、活動におけるやりがい等についてお話をいただきました。本会にとっては、「誰もが主役」です。どんな状況でも、私たちはその大切な言葉や行動を待っています。あなたの、その声や行動が、未来の私たちを後押ししてくれます。そして、あなたの日々の経験こそが、協会活動には必要です。ぜひ、あなただからできる協会活動への参画方法を考えてみませんか？

次回も「誰もが主役 多様な協会へ」推進チームの記事を楽しみにお待ちしております。第4回は第153号（2024年12月15日発行予定）に掲載予定です。



選挙管理規程の改定

一般社団法人 日本作業療法士協会 選挙管理規程

2018年12月15日
2019年4月20日
2022年10月15日
2024年8月17日

第1章 目的

(要旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会とする）の役員及び代議員の選挙に関し、必要な事項を定める。

(選挙事務の管理)

第2条 選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員の選任)

第3条 選挙管理委員会の委員（以下「選挙管理委員」という。）は、正会員のうちから会長が任命する。

(選挙管理委員の任期)

第4条 選挙管理委員の任期は、定時総会の終結の日の翌日から次年度の定時総会の終結の日までとする。

(選挙管理委員会の組織)

第5条 選挙管理委員会は、委員5名以上10名以内をもって構成する。

2 選挙管理委員会には委員長を1名置く。

(選挙管理委員会の任務)

第6条 選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われる

よう配慮しなければならない。

2 選挙管理委員会は、次の事務を行う。

- (1) 選挙に関する公示
- (2) 立候補の届出の受理
- (3) 推薦候補者の届出の受理
- (4) 選挙公報の作成
- (5) 立候補者及び推薦候補者の告示
- (6) 投票の管理及び開票
- (7) 候補者別得票数の確定
- (8) 選挙結果の公示
- (9) その他役員等の選挙事務の管理に必要な事項

3 選挙管理委員会は、クォータ制の導入と運営のために次の事項を任務とする。

- (1) 役員選挙における「候補者クォータ制」の実施に必要な規程の整備を理事会に提案し、実施スケジュールの策定と進捗管理等を行うこと
- (2) 役員選挙における「当選者クォータ制」の選挙制度を理事会に提案すること
- (3) 代議員選挙における「候補者クォータ制」の選挙制度を理事会に提案すること
- (4) 代議員選挙における「当選者クォータ制」の選挙制度を理事会に提案すること
- (5) その他本会の選挙におけるクォータ制の導入と運営に必要な事項

(選挙管理委員の資格喪失)

第7条 選挙管理委員が役員及び代議員の候補者となったときは、選挙管理委員の資格を喪失する。

(関係部署との連携)

第8条 選挙管理委員会は、必要な関係部署と連携しながら選挙を執行する。

2 役員選挙については、事務局総務部と十分な連絡を取り、会場設営や手順などに関する調整を行う。

第3章 役員選挙

(公示の内容)

第9条 選挙管理委員会は、次の事項を会員に公示しなければならない。

- (1) 改選する役員等の種類及び定数
- (2) 選挙の期日及び場所
- (3) 立候補の届出期間
- (4) 届出の方法

(公示の方法)

第10条 役員選挙の公示は、個別郵送または機関誌『日本作業療法士協会誌』（以下、機関誌とする）及び本会ホームページ等のうち合理的の方法によって告知する。

(届出の様式)

第11条 役員選挙立候補届等の様式は選挙管理委員会が指定する。

(届出の受付)

第12条 役員選挙立候補届の送付先は事務局総務部とする。
2 受付順は、届出が到着し、かつ受理した順とする。同時刻の場合は氏名の五十音順とする。

(届出の受理)

第13条 届出は、事務局総務部で受付し記載内容を確認する。
2 選挙管理委員会は届出受理の結果を立候補者に通知する。その場合、事務局総務部にその補助を依頼することができる。
3 届出の受理後、受理日を含めた7日間以内は、立候補本人の申し出に限り届出の取り下げを受け付ける。その場合

の手続きは、選挙管理委員会が指定し、立候補本人に通知する。

(選挙公報)

第14条 選挙公報は、選挙の公示に従って作成する。

- (1) 選挙公報では、立候補者の氏名、性別、所属施設名、宣伝文（任意）を掲示する。
- (2) 本会ホームページでは、立候補者の氏名、性別、所属施設名、宣伝文（任意）、顔写真（任意）を掲示する。
- (3) インターネット投票における投票サイトには、立候補者の氏名、性別、宣伝文（任意）を掲示する。

(告示)

第15条 立候補の届出を受理したものについて、その結果を告示する。告示は、会員が迅速に知ることが出来る方法によって行う。

(社員総会への議案の提示)

第16条 役員の選任は、定款第15条に基づき、社員総会における決議事項であるため、社員総会へ役員候補者一覧を議案として提示する。

2 社員総会議案書には、理事と監事に立候補している者を列記し、各立候補者の氏名、性別、会員番号を明記する。

(投票と報告)

第17条 投票は、役員選出規程第12条に基づき実施する。
2 決議の方法は、社員総会の決議による。
3 投票の様式は、候補者毎に、選任することについて賛成の意を表明するものとする。
4 投票システムを委託する場合、委託業者よりデータを受けとり、公正かつ適正に開票及び集計を行う。
5 社員総会において投票結果を報告する場合は、スクリーンへ投影する等会場内の社員が確認しやすい方法で行う。

(役員選任の議決権行使)

第18条 社員総会を欠席する社員は、定款第21条に基づき、役員選任の議決権を行使することができる。議決権行使書は、事務局総務部で保管される。

(再投票)

第 19 条 選任投票の結果、役員選出規程第 18 条に基づき必要な場合は再投票を行う。

2 再投票については、役員選挙に準拠して執行する。

(開票及び集計)

第 20 条 開票は選挙管理委員会の管理のもとで行い、集計及び記録は選挙管理委員が分担して行う。

(開票立会人)

第 21 条 開票に際しては第三者として開票立会人が立会う。開票立会人は選挙管理委員長が任命する。

2 開票立会人は、開票業務が公正に行われたことを確認し、集計表と選挙報告書（別記第 1 号様式）に署名する。

(選挙結果の公表)

第 22 条 選挙の結果は社員総会後速やかに、機関誌で会員へ報告する。また、本会ホームページでも同じ内容を掲示し、理事会においても報告する。

(補欠選挙)

第 23 条 補欠役員を充てても役員が最少の定数未満となった場合は、役員選出規程第 20 条に基づき、補欠選挙を行う。

2 補欠選挙は役員選挙に準じて行うが、その場合、最も合理的な方法によって執り行うこととする。

第 4 章 会長候補者投票

(立候補受付の受理)

第 24 条 立候補受付の受理及び事務は、役員選挙に準じて行う。

(社員総会への提示)

第 25 条 社員総会への提示については、役員選挙に準じて行う。

(立候補演説)

第 26 条 役員選出規程第 26 条に基づき立候補演説が行わ

れる場合、選挙管理委員会が企画し運営する。

2 立候補演説は、インターネット配信または社員総会議場での開催にて行う。

3 立候補演説の進行は、選挙管理委員会または選挙管理委員会より指名された立候補者と利害関係のない者が行う。

4 立候補演説の順序は、氏名の五十音順とする。

(投票と報告)

第 27 条 投票は、役員選出規程第 25 条に基づき実施する。

2 投票の様式は、単記無記名式とする。

3 開票及び集計、結果報告は、役員選挙と同様に行う。

(決選投票)

第 28 条 役員選出規程第 32 条第 2 項に基づき決選投票が行われる場合、その方法は第 27 条に準拠して実施する。

第 5 章 代議員選挙

(代議員選挙運営委員との連絡)

第 29 条 代議員選挙運営委員とは、常に連絡が取りやすい状態にあるように努める。

2 各委員が、制度や選挙の方法、委員の職務について理解を深めるためにマニュアルを作成する。

3 トラブルや不具合が生じた場合は、選挙管理委員長が中心となり各委員へ連絡をとり、必要に応じて各都道府県の作業療法士会の援助を求める。

(都道府県士会との連絡)

第 30 条 代議員選挙の円滑な実施のために、早期の段階から各都道府県の作業療法士会と連携を図り、必要に応じて協力を依頼する。

(トライアル投票の実施)

第 31 条 インターネット投票の予行としてトライアル投票を実施することができる。

2 トライアル投票は、パソコンや携帯電話といった端末から投票サイトへアクセスすることに不具合がないかを確認する目的で行う。

- 3 トライアル投票は、委託業者と十分な連携を図りながら、選挙管理委員会の管理下で実施する。
- 4 トライアル投票の実施は各地区の代議員選挙運営委員へ協力を依頼する。協力者は、趣旨を理解し賛同する者であれば、本会の正会員に限らない。
- 5 トライアル投票によって知り得た協力者の個人情報は、選挙管理委員長が責任を持って十分に管理し、トライアル投票が目的を果たした後は、その情報を全て消去する。

(代議員選挙の公示)

- 第 32 条 代議員選挙の公示は、個別郵送または機関誌及び
本会ホームページ等のうち合理的方法によって告知する。
- 2 ホームページは、公示日に掲示する。

(届出の様式)

- 第 33 条 代議員選挙立候補届等の様式は選挙管理委員会が
指定する。

(届出の受理)

- 第 34 条 届出は、事務局で受付し記載内容を確認する。
- 2 選挙管理委員会は届出受理の結果を立候補者に通知する。その場合、事務局にその補助を依頼することができる。

(告示)

- 第 35 条 立候補の届出を受理したものについて、その結果
を告示する。告示は、会員が迅速に知ることが出来る方法
によって行う。

(選挙公報)

- 第 36 条 選挙公報は、選挙の公示に従って作成する。
- 2 選挙公報では、立候補者の氏名、所属施設名を掲示する。

- 3 本会ホームページでは、立候補者の氏名、所属施設名、
宣伝文（任意）を掲示する。

(開票)

- 第 37 条 開票業務は選挙管理委員長の進行のもとで行い、
集計及び記録は選挙管理委員が分担する。
- 2 開票に際しては開票立会人が立会い、開票業務が公正に
行われたことを確認し、選挙報告書（別記第 1 号様式）に
署名する。

(結果の公表)

- 第 38 条 代議員選挙の結果は機関誌に掲示し、また理事会
においても報告する。

第 6 章 雑 則

(規程の変更)

- 第 39 条 この規程は、理事会の決議によって変更する。

附 則

- 1 この規程は、2018 年 12 月 15 日から施行する。
- 2 この規程は、2019 年 4 月 20 日から一部改定により施
行する。
- 3 この規程は、2022 年 10 月 15 日から一部改定により施
行する。
- 4 この規程は、2024 年 8 月 17 日から一部改定により施
行する。

別記第1号様式（第19条、第37条関係）

選 挙 報 告 書

当該選挙：役員選挙、代議員選挙

I 選挙日程

- 1 選挙公示日
- 2 立候補締切日
- 3 選挙期日
- 4 期日前投票
- 5 開票日

II 開票日の業務記録

予定日（時刻）	実施日（時刻）	業務内容	備考
年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	①投票開始前の確認	0票確認
年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	②投票開始	
年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	③投票終了	
年 月 日 時 分	年 月 日 時 分 開票会場：	④開票開始 i) 有効投票数等の確認 ii) 集計 iii) 当選人の確定	

III 当選人

別記一覧を添付

IV 備考

開票作業は公正に行われたことを確認しました。

年 月 日

開票立会人

署名

開票立会人

署名

以上、選挙結果について報告いたします。

年 月 日

選挙管理委員長

署名

選挙管理委員

署名

選挙管理委員

署名

選挙管理委員

署名

選挙管理委員

署名

選挙管理委員

署名

役員選出規程の改定

一般社団法人 日本作業療法士協会 役員選出規程

2012年5月19日
2012年9月15日
2013年4月20日
2014年12月20日
2016年11月19日
2018年12月15日
2019年4月20日
2022年10月15日
2023年4月15日
2024年8月17日

票結果全体に対して一括で決議を行うことができる。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下「本会」という。）定款第25条に基づく役員を選出に關し必要な事項を定めるものとする。

(役員 の 定義)

第2条 この規程における役員とは、定款第24条に定める理事及び監事とする。

(役員 の 定数)

第3条 役員 の 定数 は、定款第24条に基づき次のとおりとする。

- (1) 理事 定数：20名以上24名以内
- (2) 監事 定数：2名以上3名以内

(役員 の 選任)

第4条 役員は、定款第25条にもとづき、社員総会の決議によって選任する。

- 2 役員 の 選任 に 際 して は、候 補 者 ごと に 決 議 を 行 う。決 議 する 候 補 者 の 順 序 は 議 長 に よ っ て 変 更 す る こ と が で き る。
- 3 候 補 者 の うち 社 員 の 過 半 数 の 賛 成 を 得 た 者 は、得 票 数 の 多 い 順 より 各 役 職 の 定 数 に 達 す る ま で を 役 員 と す る。
- 4 社 員 総 会 に 先 立 っ て、選 任 に 対 し て の 賛 否 を 投 票 す る 役 員 選 挙 が 行 わ れ た 場 合 に は、第 2 項 に か か わ ら ず、そ の 投

(役員選挙事務の管理)

第5条 役員選挙は、本会の選挙管理委員会が執行する。

- 2 選挙業務の具体的な運営と管理については、別に定める選挙管理規程に拠る。

第2章 選挙権および被選挙権

(選挙権)

第6条 本会の正会員のうち、定款11条第2項にもとづく代議員選挙において選出された社員は、役員選挙の選挙権を有する。

- 2 社員において、選挙の場所と方法を告示する日より前に辞任等により社員でなくなった場合、当該役員選挙での選挙権を失う。

(被選挙権)

第7条 本会の正会員は、役員 の 被 選 挙 権 を 有 す る。

第3章 役員選挙

(役員選挙の実施)

第8条 役員選挙は、社員総会議場での投票またはインターネットでの投票とする。

(役員選挙の日程)

第9条 役員選挙は、役員の任期終了前までに行う。

2 選挙管理委員会は、役員選挙を実施7日前までに選挙期日を告示する。

3 選挙管理委員会は、立候補の受付について正会員へ公示する。

4 社員総会開催日より前にインターネット投票を実施する場合は期日前投票も実施する。期日前投票の期間は、選挙期日を告示した日から選挙期日の前日までとする。

(立候補の届出)

第10条 役員選挙に立候補する者は、指定された様式及び方法にて選挙管理委員会に届出なければならない。この場合の様式は別記第1号様式(役員立候補届)とする。

(立候補の届出の受理)

第11条 立候補の届出は、選挙管理委員会が受理をする。選挙管理委員長は、届出を受理したのちに立候補者にその結果を通知する。

2 届出の受理後、受理日を含めた7日間以内は、立候補本人の申し出に限り届出の取り下げをすることができる。その場合の手続きは、選挙管理委員会の指定の方法による。

(理事会による推薦)

第12条 理事及び監事の候補において、立候補者数が第3条に規定した最大の定数を満たさない場合は、最大の定数を満たすまでの人数を候補者として理事会から推薦する。

2 理事の立候補において、男性及び女性の人数がそれぞれ8名未満の場合は、8名を満たすまでの人数を候補者として理事会から推薦する。この場合、候補者総数が最大の定数を超えることは問わない。

3 監事の立候補において、男性及び女性の立候補者数がそれぞれ1名未満の場合は、1名を満たすまでの人数を候補者として理事会から推薦する。この場合、候補者総数が最大の定数を超えることは問わない。

4 推薦候補者を擁立する理事会は、代表者名を記した役員候補者理事会推薦届(別記第2号様式)を指定された日までに選挙管理委員会へ提出する。

5 推薦候補者は、第8条に準じ指定された日までに選挙管理委員会へ届け出る。

6 推薦候補の届出の受理は、第9条に準じて行う。

(候補者が定数と一致した場合)

第13条 立候補者及び理事会による推薦候補者の合計が、第3条に規定した最大の定数一致した場合でも、役員選挙を実施する。

(選挙公報)

第14条 選挙管理委員会は、立候補者の氏名や所属施設名等を記載した選挙公報を作成し、正会員へ提示する。

2 選挙公報は、本会ホームページにも掲載することができる。

(投票の方法)

第15条 投票は、社員による直接無記名式投票で行う。

2 投票システムは選挙管理委員会が指定したものとし、選挙管理委員会はインターネット投票システムの設定と管理を業者へ委託することができる。

3 開票と集計については、選挙管理委員会及び選挙管理委員会が委託した業者の投票システムにおいて執行する。

4 前項の方法での執行が困難となった場合には、選挙管理委員会が決める別の方法で実施する。

(投票の様式)

第16条 投票の様式は次のとおりとする。

(1) 理事 候補者毎に、理事に選任することについて賛成の意を表明する投票。

(2) 監事 候補者毎に、監事に選任することについて賛成の意を表明する投票。

(当選者の決定)

第17条 候補者のうち社員の過半数の賛成を得た者は、得票数の多い順より各役職の定数に達するまでを当選とする。

2 賛成得票数が同数で順位が定まらない場合は、当該の候補者による抽選で決める。抽選方法は予め選挙管理委員会が定めたものとし、抽選は選挙管理委員会が執行する。

(再投票)

第18条 候補者のうち社員の過半数の賛成を得た者が各役職の最少の定数に満たなかった場合、過半数の賛成を得た者は役員とし、また最少の定数以上を満たすために再投票を行う。

2 選挙管理委員会は、再投票の選挙期日を社員に通知しなければならない。

3 再投票において、役員候補になることが可能な者は、社員及び理事会による推薦の者とする。

4 再投票の方法は役員選挙に準じて執行する。

5 再投票によっても役員が決まらない場合、役員が決まるまで再投票に準じた選挙を行う。その場合、選挙の日程は第9条によらず、選挙管理委員会で定めたものとする。

(補欠役員)

第19条 第17条1項において役員にならなかった候補者のうち、社員の過半数の賛成を得た者は補欠役員とする。

2 役員が退任により、規定した最少の定数未満となった場合は、定数を満たすまでの人数を補欠役員より充てることができる。その場合の順位は、役員選挙において得た賛成票数の多い順とする。

3 補欠により選任された役員の任期は、退任した前任者の残任期間とする。

(補欠選挙)

第20条 補欠役員を充てても第3条に規定した最少の定数未満となった場合は、役員を補う補欠選挙を実施することができる。その場合、選挙の方法は役員選挙に準じて行う。

第4章 会長、副会長及び業務執行理事の選定

(会長の選定方法)

第21条 会長の選定は、定款第25条に基づき、理事会における決議事項とする。

2 会長は、理事の中から選定する。その際に、理事会は、社員総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

3 会長候補者がいない場合は、理事会において理事の中から立候補を募り、単記無記名投票で決定する。

4 立候補する者がいない場合は、理事全員を被投票者とする単記無記名投票で決定する。

(副会長の選定方法)

第22条 副会長の選定は、定款第25条に基づき、理事会における決議事項とする。

2 副会長は、理事の中から選定する。その際、会長は副会長の候補を提案することができる。

(業務執行理事の選定方法)

第23条 業務執行理事の選定は、定款第25条に基づき、理事会における決議事項とする。

2 業務執行理事は、理事の中から選定する。その際、会長

は業務執行理事の候補を提案することができる。

第5章 会長候補者の選出

(会長候補者の選出)

第24条 会長候補者は、定款施行規則第22条第3項にもとづき、社員総会における決議により選出する。

2 社員総会の開催より前に会長候補者選出の投票が行われている場合には、その結果を受けて決議を行う。

(会長候補者投票の実施)

第25条 社員総会は、社員の意見の表明として、定款施行規則第22条に基づき、会長候補者の選出に係る会長候補者投票を行う。

2 投票は社員総会の開催に先立って行うことができる。

3 選挙権は第6条、被選挙権は第7条に準ずる。

(立候補演説)

第26条 会長候補へ立候補する者は、立候補演説を行うことができる。立候補演説の実施方法については選挙管理規程で定める。

2 立候補演説において、次に挙げる行為を禁止とする。

(1) 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、またはそれらに結びつく行為。

(2) 本会または他者の財産やプライバシー、名誉、信用等に損害を与える行為、またはその恐れのある行為。

(3) 立候補演説の全部または一部を商業目的で利用する行為。

(4) 立候補演説の全部または一部を選挙管理委員会に無断での二次使用。

(会長立候補の届出)

第27条 会長として立候補する者は、指定された様式及び方法にて選挙管理委員会に届出なければならない。この場合の文書は別記第3号様式(会長立候補届)とする。

(会長立候補の届出の受理)

第28条 会長立候補の届出は、選挙管理委員長が受理をする。選挙管理委員会は、届出を受理したのちに立候補者にその結果を通知する。

2 届出の受理後、受理日を含めた7日間以内は、立候補本人の申し出に限り届出の取り下げをすることができる。そ

の場合の手続きは、選挙管理委員会の指定の方法による。

(候補者が定数と一致した場合)

第 29 条 会長への立候補者が定数と一致した場合でも、会長候補者投票を実施する。

2 会長への立候補者がいない場合、または会長候補者が一人も理事に選任されなかった場合、会長候補者投票は行わない。

(会長候補者投票の方法)

第 30 条 投票は、社員による直接無記名式投票で行う。

2 投票システムは選挙管理委員会が指定したものとし、選挙管理委員長はインターネット投票システムの設定と管理を業者へ委託することができる。

3 開票と集計については、選挙管理委員会及び選挙管理委員会が委託した業者の投票システムにおいて執行する。

(会長候補者投票の様式)

第 31 条 投票の様式は次のとおりとする。

(1) 会長候補 会長に選任することについて賛成する候補者 1 名に投じる。

(会長候補者の決定)

第 32 条 候補者のうち、出席社員の過半数の賛成を得た 1 名を社員総会選出会長候補とし、理事会へ意見提出する。

2 候補者が 3 名以上の場合であって、出席社員の過半数の賛成を得た候補者がいないときは、上位 2 位までの者による決選投票を行う。

3 候補者が 2 名以下の場合又は決選投票を行った場合であって、出席社員の過半数の賛成が得られないときは、社員総会選出会長候補は該当者無しとし、第 17 条第 4 項に準拠して会長の選定を行うこととする。

第 6 章 選挙運動

(選挙運動の定義と制限)

第 33 条 選挙運動とは、特定の選挙において、特定の候補者の当選を得る又は得させるために、有権者へ直接又は間接に働きかける行為とする。

2 選挙運動ができない者は、次に挙げる者とする。

- (1) 本会の正会員ではない者
- (2) 本会の選挙管理委員会の構成員

3 選挙運動ができる者は、次に挙げる者とする。

- (1) 前項 (2) 以外の本会の正会員
- (2) 本会の正会員のみで構成する団体

(選挙運動の期間)

第 34 条 選挙運動を行うことができる期間は、選挙期日を告示した日より選挙期日の前日までとする。

(選挙運動として可能な行為)

第 35 条 選挙運動を目的とした次の行為は可能とする。

- (1) 通常の葉書による、又は封書を用いないビラによる文書図画の配布。
- (2) 立候補者による電子メールによる文書図画の送信。ただし、送信先は選挙運動用として電子メール送信を自ら求めて通知した者に限るものとし、送信する電子メールには送信者の電子メールアドレス等（電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報、以下電子メールアドレス等とする）を記載すること。
- (3) ホームページ、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サービス、動画中継サイト等（以下、ウェブサイト等とする）での文書や図画及び動画の掲示。ウェブサイト等でユーザー間がやり取りするメッセージ機能も含む。その際、掲載した当人の電子メールアドレス等を記載のこと。
- (4) 集会による演説会等。
- (5) 電話（ファクシミリを含まない）

(選挙運動における禁止事項)

第 36 条 選挙運動において、次に挙げる行為を禁止とする。

- (1) 飲食物を含む金品の授受。
- (2) 封筒による文書図画の配付及び郵送。
- (3) 当人が受信を求めている場合の電子メール送信及び選挙運動用電子メールの転送。
- (4) 立候補者以外による電子メール送信及び選挙運動用電子メールの転送。
- (5) ファクシミリによる文書図画の送信。
- (6) ウェブサイト等に掲載され、又は電子メールにより送信された文書画面を紙に印刷して頒布すること。
- (7) 正会員の自宅及び職場等への戸別訪問。
- (8) 選挙公報のすべて及び文書図画における虚偽又は不正な内容の掲示。
- (9) 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、またはそれらに結びつく行為。

- (10) 本会または他者の財産やプライバシー、名誉、信用等に損害を与える行為、またはその恐れのある行為。
- (11) 選挙運動の全部または一部を商業目的で利用する行為。
- 2 前項の規定に反する場合、または倫理的に問題がある場合には、選挙管理委員会の名のもとで注意、是正勧告、選挙権及び被選挙権の取り消し、当選の取り消しを行うことができる。
- (1) 選挙権及び被選挙権の取り消しとするのは、候補者がこの規定に反する行為を行ったと選挙管理委員会が認めた場合とする。取り消しの期間は1年間とする。
- (2) 当選の取り消しとするのは、当選人がこの規程に反する行為を行ったと選挙管理委員会が認めた場合とする。当選の取り消しがあった場合には、当該当選人の人数に応じ得票数の多い順で繰り上げ当選とする。
- (3) 規定に反する及び倫理的な問題に該当すると判断され、選挙管理委員会の調査対象となる者については、弁明の機会が保障されるものとする。
- (4) 団体の公認推薦を受けている候補者に選挙運動違反の疑義がある場合には、その団体も選挙管理委員会の調査対象とする。
- (5) 選挙管理委員会は、処罰の結果を公表するものとする。

第7章 雑 則

(規程の変更)

第37条 この規程は、理事会の決議によって変更できる。

- 1 この規程は、2012年5月19日から施行する。
- 2 この規程は、2012年9月15日から一部改定により施行する。
- 3 この規程は、2013年4月20日から一部改定により施行する。
- 4 この規程は、2014年12月20日から一部改定により施行する。
- 5 この規程は、2016年11月19日から一部改定により施行する。
- 6 この規程は、2018年12月15日から一部改定により施行する。
- 7 この規程は、2019年4月20日から一部改定により施行する。
- 8 この規程は、2022年10月15日から一部改定により施行する。
- 9 この規程は、2023年4月15日から一部改定により施行する。
- 10 この規程は、2024年8月17日から一部改定により施行する。

別記第1号様式 役員立候補届

別記第2号様式 役員候補者理事会推薦届

別記第3号様式 会長立候補届

別記第1号様式 (第10条関係)

役員立候補届

※ 様式は以下の項目を含むもので、選挙管理委員会が設定したものとする。

年度 一般社団法人日本作業療法士協会 役員選挙

立候補する役員 理事、監事

氏名

よみがな

メールアドレス

生年月日

年齢

性別

会員番号

所属施設名

立候補の趣旨

プロフィール写真

別記第2号様式（第12条第4項関係）

役員候補者理事会推薦届

※ 様式は以下の項目を含むもので、選挙管理委員会が設定したものとする。

一般社団法人日本作業療法士協会

選挙管理委員長 殿

一般社団法人日本作業療法士協会の役員候補者として、下記の者を推薦いたします。

年 月 日

団体名
代表者名

記

理事候補

氏名
よみがな
年齢
性別
会員番号
所属施設名
メールアドレス

監事候補

氏名
よみがな
年齢
性別
会員番号
所属施設名
メールアドレス

注) 必要に応じて候補者の人数を追加すること。

別記第3号様式（第27条関係）

会長立候補届

※ 様式は以下の項目を含むもので、選挙管理委員会が設定したものとする。

年度 一般社団法人日本作業療法士協会 会長候補者投票

立候補する役員 会長候補

氏名
よみがな
メールアドレス
生年月日
年齢
性別
会員番号
所属施設名
立候補の趣旨
プロフィール写真



各部・室の動き

教育部

●指定規則改正に向けた活動について

2025年の指定規則改正に向けて、2023年度に今後の本会の方針となるべくコアカリキュラムを作成するための基本方針を作成し、2024年度第2回定例理事会（2024年6月15日）にて指定規則改正に向けた本会要望案が承認され、7月にこの要望案についてパブリックコメントを実施し、現在は要望案のブラッシュアップを図っております。コアカリキュラム作成に向けた検討も始まりました。会員の皆様にご協力いただいたアンケート結果やご意見をもとに検討が進められておりますので、今後ご協力をお願いいたします。

また、本会、公益社団法人日本理学療法士協会、一般社団法人全国リハビリテーション学校協会との3協会にて指定規則改正に向けた協議会を開催しております。意見交換を行いながら

3協会が合意した改正案をもとに今後厚生労働省と協議を行っていく予定です。

●作業療法士学校養成施設連絡会について

作業療法士学校養成施設連絡会を年3回開催しております。第1回目は7月23日に開催され、指定規則改正に向けた動き、新生涯学修制度についての情報提供がされました。この連絡会は、すべての学校養成施設に参加いただき、今の本会の動きを伝え、情報を共有する場として設置しております。第2回目は10月29日（火）、第3回目は2025年2月4日（火）を予定しております（開催時間はそれぞれ12:20～13:50）。各学校養成施設より少なくとも1名はご参加くださいますようお願いいたします。

国際部

●2025年度海外研修助成制度募集中

今年度の海外研修助成は10月31日まで募集しています。海外で開催される学会における作業療法に関連する研究発表、もしくは海外の作業療法に関連する臨床（教育）施設を訪問し見学、あるいは実践を予定している方は奮ってご応募ください。募集要項は本誌第148号（2024年7月15日発行）および協会ホームページ内「国際関連」ページをご確認ください。

●APOTC2024日本文化体験コーナー等での活動

多くの国際部員がサポーターとしてAPOTC2024に参加します。11月6日と8日の日本文化体験コーナーでは、ちぎり絵、

絵馬、水書道、折り紙等を行います。また、今号でご紹介した海外作業療法士・作業療法学生受け入れ事業の広報活動もしますので、会員の皆様もぜひお立ち寄りください（札幌コンベンションセンター1階のエスカレーター付近です）。

●2025年度国際的人材育成セミナー：グローバル活動セミナー

2025年1月19日（日）にオンライン研修会を開催し、国内外で国際交流・協力を長年経験してきた協会員にお話いただきます。講師と参加者と小グループでの意見交換も行いますので、疑問点や自分の将来計画等を直接お話しして、ぜひ将来の国際活動に役立ててください。

MTDLP室

●第1回全国MTDLP推進会議を開催

本会議は8月8日（木）、全国のMTDLP推進委員およびMTDLP指導者にご協力いただき、MTDLP推進会議を実施しました（参加者は141名）。議題として、MTDLP事例審査会より、現行のMTDLP事例報告登録制度の終了の報告。MTDLP推進委員会より、今後のMTDLP指導者のあり方・認定方法について報告をいただきました。これらの報告事項は、2025年度に施行を目指す新たなMTDLP指導者養成制度施行に向けた取り組みのため、グループワークにて多くの意見や質問事項を頂戴しました。回答については第2回推進会議にて対応を図ります。

●MTDLP指導者養成制度（仮）に新設に向けて

2024年度第3回定例理事会（2024年8月17日）にて、MTDLP指導者認定規程案を提出しました。理事会の意見等を踏まえ、規約および細則を作成しています。また、MTDLP指導者認定の要件となるMTDLP実践報告（事例報告）の評価を、現行事例報告登録制度に代わり、MTDLP事例審査会にて口頭での事例報告会を開催して審査を行います。MTDLP指導者およびMTDLP指導者を目指す会員に手続きの周知や事例報告会の運用をよりご理解いただく目的で、実際のMTDLP事例を用いた事例報告会の動画コンテンツを作成しています。多くの会員に視聴いただき、MTDLPの実践を促していきたいと思っております。



2024年度 協会主催研修会案内

開催が決定しているもの、調整中のものを下記に記載いたします。状況により変更があることもご承知おきください。

必ず、最新情報・お申込みにあたっての注意事項について協会ホームページの研修会ページ

(<https://www.jaot.or.jp/kenshuukai/>)にてご確認ください。

*は新規掲載、もしくは情報が更新されたものです。

※研修会の申し込みは、2024年度会費の納入後に行っていただきますようお願いいたします。

※既にお知らせしておりますとおり、協会システムの更新に伴い研修会のお申込みができない期間がございます。予めご了承ください(詳細は協会ホームページ等でお知らせします)。



●研修会ページは
こちら

認定作業療法士取得研修 共通研修

講座名に付された丸数字は日程順に附番しており、内容の違いを示すものではありません。同名講座を複数履修する必要はありません。

講座名	日程(予定を含む)	定員数
管理運営⑥ ※対面の可能性あり	2024年12月21日(土)~22日(日)	調整中
管理運営⑦ ※対面の可能性あり	2025年1月11日(土)~12日(日)	調整中
管理運営⑧ ※対面の可能性あり	2025年1月25日(土)~26日(日)	調整中
研究法⑦	2025年1月11日(土)~12日(日)	40名

認定作業療法士取得研修 選択研修

講座名に付された丸数字は日程順に附番しており、内容の違いを示すものではありません。同名講座を複数履修する必要はありません。

講座名	日程(予定を含む)	定員数
老年期障害の作業療法④	2025年1月18日(土)~19日(日)	60名

専門作業療法士取得研修

基礎研修:受講要件はありません。臨床経験や認定取得状況にかかわらず、入会后臨床1年目から受講可能です(高次脳機能障害は除く)。

講座名	日程(予定を含む)	定員数
専門取得研修(高次脳機能障害)基礎Ⅱ	2025年2月22日(土)~23日(日)	40名
専門取得研修(高次脳機能障害)応用Ⅰ	2025年1月25日(土)~26日(日)	7名
専門取得研修(訪問)基礎	調整中	調整中
専門取得研修(訪問)応用	調整中	調整中
専門取得研修(認知症)基礎	調整中	調整中
専門取得研修(認知症)応用	調整中	調整中
専門取得研修(特別支援教育)	調整中	調整中

養成教育関連研修

講座名に付された丸数字は日程順に附番しており、内容の違いを示すものではありません。同名講座を複数履修する必要はありません。

講座名	日程(予定を含む)	定員数
厚生労働省指定 臨床実習指導者講習会②	2024年12月21日(土)~12月22日(日)	50名
厚生労働省指定 臨床実習指導者講習会③	調整中	調整中
臨床実習指導者実践研修会②	2024年12月21日(土)	60名
臨床実習指導者実践研修会③	2025年1月11日(土)	60名

作業療法重点課題研修

講座名	日程(予定を含む)	定員数
講座名に付された丸数字は日程順に附番しており、内容の違いを示すものではありません。同名講座を複数履修する必要はありません。		
*メンタルヘルスの問題から生きづらさを抱える人へ作業療法ができることを考える	2024年12月21日(土)～12月22日(日)	60名
作業療法士に求められる生活環境支援の知識と技術	2024年12月22日(日)	80名
*国際的人材育成セミナー グローバル活動セミナー	2025年1月19日(日)	30名
*障害を持つ子どもの家族支援における作業療法	2025年1月19日(日)	60名
*教員と臨床教育者のためのMTDLP教育法②	2025年1月26日(日)	100名
2024年度 支援機器開発人材育成研修会	調整中	調整中

eラーニング講座

eラーニングシステムを使用します。各講座の申込期間について、詳しくは会員ポータルサイトをご確認ください。
※eラーニング講座に定員はありません。

講座名	日程(予定を含む)	申込締め切り
* 専門作業療法士(認知症)取得研修 基礎Ⅰ	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)
* 専門作業療法士(認知症)取得研修 基礎Ⅱ	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)
* 専門作業療法士(高次脳機能障害)取得研修 基礎Ⅳ	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)
* 専門作業療法士(摂食嚥下)取得研修 基礎Ⅰ	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)
* 専門作業療法士(摂食嚥下)取得研修 基礎Ⅱ	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)
* 専門作業療法士(摂食嚥下)取得研修 基礎Ⅲ	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)
* 専門作業療法士(摂食嚥下)取得研修 基礎Ⅳ	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)
* 専門作業療法士(訪問)取得研修 基礎Ⅰ	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)
* 専門作業療法士(がん)取得研修 基礎Ⅰ	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)
* 専門作業療法士(がん)取得研修 基礎Ⅱ	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)
* 専門作業療法士(特別支援教育)取得研修 基礎Ⅱ-1	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)
* 専門作業療法士(脳血管障害)取得研修 基礎Ⅱ	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)
* がん・非がんの緩和ケア～作業療法実践に必要な緩和ケアの知識～	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)
* 英語での学会発表 抄録・ポスター・スライド作成はじめて講座	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)
* 地域ケア会議に資する人材育成研修	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)
* 自動車運転と作業療法	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)
* 子育て・介護を担う女性作業療法士の働き方	2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)	11月5日(火)

生涯教育講座案内【都道府県作業療法士会】

現職者選択研修						
講座名	日程	主催県士会	会場	参加費	定員	詳細・問い合わせ先
身体障害	2024年10月20日(日)	青森県	Web開催	4,000円	80名	詳細は、各都道府県作業療法士会ホームページをご参照ください。
身体障害	2024年10月20日(日)	新潟県	Web開催	4,000円	40名	
発達障害	2024年10月27日(日)	大阪府	Web開催	4,000円	70名	
身体障害	2024年10月27日(日)	兵庫県	Web開催	4,000円	50名	
精神障害	2024年10月27日(日)	島根県	Web開催	4,000円	40名	
発達障害	2024年10月27日(日)	福岡県	Web開催	4,000円	未定	
発達障害	2024年11月24日(日)	熊本県	Web開催	4,000円	40名	
* 身体障害	2024年12月1日(日)	広島県	対面研修	4,000円	80名	
発達障害	2024年12月1日(日)	鹿児島県	ハイブリッド研修	4,000円	対面60名 リモート未定	
発達障害	2024年12月8日(日)	神奈川県	Web開催	4,000円	50名	
老年期	2024年12月8日(日)	岡山県	Web開催	4,000円	50名	
老年期	2024年12月14日(土)	鳥取県	Web開催	4,000円	50名	
* 老年期	2024年12月15日(日)	三重県	Web開催	4,000円	50名	
身体障害	2024年12月15日(日)	山口県	Web開催	4,000円	80名	
老年期	2025年2月2日(日)	神奈川県	Web開催	4,000円	50名	
老年期	2025年2月16日(日)	宮崎県	ハイブリッド研修	4,000円	40名	

※現職者選択研修の受講には、日本作業療法士協会への入会とともに、各都道府県士会への入会も必要です。所属士会以外で受講される場合には、開催士会から所属士会へ入会状況の確認をさせていただくことがありますので、ご了承のうえ、お申込みください。

- 詳細は、日本作業療法士協会のホームページをご覧ください。
- 協会主催研修会の問い合わせ先 電話：03-5826-7871 FAX：03-5826-7872 E-mail：ot-kenshu@jaot.or.jp



協会刊行物・配布資料一覧

資料名	略称	税込価格
パンフレット 一般向け協会パンフレット (作業療法ってなんですか?)	パンフ OT	無料 (送料負担) ※ただし、1年につき50部を超える場合は、有料。
一般向け協会パンフレット (INFORMATION BOOK 1) 英語版	パンフ 英文	
入会案内	パンフ 入会	
特別支援教育パンフレット (作業療法士が教育の現場でできること)	パンフ 特別支援	
子どもへの作業療法 (〇〇〇とつなぐ)	パンフ 子ども	
日々の暮らしを続けるために。認知症リハビリテーションがあります。	認知症チラシ	
暮らしを支える医療をお手伝いします。 一かかりつけ医の先生にお伝えしたい、作業療法ができること一	パンフ かかりつけ医	
ポストカード ポストカード第1集 ポスター編 (7枚セット)	ポストカード①	306円
作業療法関連用語解説集 改訂第2版 2011	用語解説集	1,019円
作業療法白書 2015	白書 2015	2,037円
作業療法白書 2021	白書 2021	2,200円 (送料負担)
日本作業療法士協会五十年史	五十年史	3,056円
作業療法啓発ポスター 2022年度 共生社会編	ポスター 共生社会	送料のみ

作業療法マニュアルシリーズ

資料名	略称	税込価格	資料名	略称	税込価格
35: ヘルスプロモーション	マ 35 ヘルスプロモ	各 1,019円	64: 栄養マネジメントと作業療法	マ 64 栄養	各 1,019円
37: 生活を支える作業療法のマネジメント 精神障害分野	マ 37 マネジメント		65: 特別支援教育と作業療法	マ 65 特別支援	
41: 精神障害の急性期作業療法と退院促進プログラム	マ 41 退院促進		67: 心大血管疾患の作業療法 第2版	マ 67 心大血管	1,760円
43: 脳卒中急性期の作業療法	マ 43 脳急性期		68: 作業療法研究法 第3版	マ 68 研究法	1,100円
47: がんの作業療法① 改訂第2版	マ 47 がん①	1,540円	69: ハンドセラピー 第2版	マ 69 ハンド第2版	1,760円
48: がんの作業療法② 改訂第2版	マ 48 がん②	1,100円	70: 認知症初期集中支援-作業療法士の役割と視点-第2版	マ 70 認知症初期	1,320円
50: 入所型作業療法	マ 50 入所型	各 1,019円	71: 生活支援用具と環境整備 I -基本動作とセルフケア-	マ 71 生活支援用具 I	1,760円
51: 精神科訪問型作業療法	マ 51 精神訪問		72: 生活支援用具と環境整備 II -IADL・住宅改修・自具具・社会参加-	マ 72 生活支援用具 II	2,200円
52: アルコール依存症者のための作業療法	マ 52 アルコール依存		73: 精神科作業療法部門 運用実践マニュアル	マ 73 精神運用実践	1,980円
53: 認知機能障害に対する自動車運転支援	マ 53 自動車運転		74: 身体障害の作業療法実践マニュアル -早期離床を中心に-	マ 74 早期離床	1,540円
55: 摂食嚥下障害と作業療法 -吸引の基本知識も含めて-	マ 55 摂食・嚥下	1,540円	75: 生活行為向上マネジメント改訂 第4版	マ 75 生活行為	1,980円
58: 高次脳機能障害のある人の生活 -就労支援-	マ 58 高次生活・就労		76: 呼吸器疾患の作業療法 第2版	マ 76 呼吸器疾患	2,200円
60: 知的障害や発達障害のある人への就労支援	マ 60 知的・発達・就労	各 1,019円	77: 通所リハビリテーションの作業療法	マ 77 通所リハ	1,540円
61: 大腿骨頸部/転子部骨折の作業療法 第2版	マ 61 大腿骨第2版		78: 子どもの通所支援における作業療法	マ 78 子ども通所	各 1,980円
62: 認知症の人と家族に対する作業療法	マ 62 認知家族		79: 精神科作業療法計画の立て方 -ICFに基づくアセスメントと対象者が望む生活の実現-	マ 79 精神科計画	
63: 作業療法士ができる地域支援事業への関わり方	マ 63 地域支援		80: うつ病を抱える人への作業療法	マ 80 うつ病	

【申し込み方法】

お問い合わせは協会事務局までお願いします。

申し込みは、協会ホームページもしくは機関誌に掲載されている **FAX 注文用紙**、または **ハガキ**にてお申し込みください。

注文の際の資料名は、略称でかまいません (上の表をご参照ください)。有料配布物は当協会員からの申し込みの場合、送料は協会が負担します。ただし、購入者が非会員や団体等の場合および申し込み者が会員であっても請求書宛名が団体の場合は別途送料 (実費) をご負担いただきます (ただし、都道府県士会からの申込み分は送料無料)。無料配布パンフレットは、送料のみ負担となります。

購入者が団体等の場合のみ、納品書、適格請求書 (インボイス対応) を発行します。

有料配布物の場合は請求書・郵便振込通知票を同封します。**なるべく早く**お近くの郵便局から振り込んでください。

不良品以外の返品は受け付けておりません。



協会刊行物・配布資料注文書

FAX.03-5826-7872

※資料名は略称で結構です。

無料刊行物・配布資料

資料名	部数	資料名	部数
※協会広報活動の参考にしますので、使用目的をお書き下さい			

有料刊行物・配布資料

資料名	部数	資料名	部数

会員番号

氏 名

※当協会の方は、登録されている住所に送付いたします。登録住所に変更がある場合は変更手続きを行ってください。

非会員の方のみ会員番号欄に住所（〒を含む）、電話番号を記載してください。

※都道府県士会の広報活動等で使用される場合は、士会事務局に送付している専用申し込み用紙にて送付してください。

その場合、枚数制限はございません。

求人広告のお申込と出稿の方法

◆求人広告掲載のお申込は協会事務局まで

施設名、ご担当者名、住所、電話番号、Eメールアドレス、希望の作成パターン（A・Bよりお選びください）を記載のうえ、Eメールにて協会事務局 [kikanshi@jaot.or.jp] までお申し込みください。希望掲載号発行月の前々月末が申込締切となります。

A. 基本デザイン作成パターン

（費用＝版下作製費 0 円＋広告掲載料 13,000 円）

①～③の基本フォームからお好きなデザインを選択していただき、掲載情報のみご提供いただけます。文字内容の変更は受け付けますが、デザインの変更はできません。

① 作業療法士募集 有資格者限定 募集人員●●名 特 徴：年1回 退職金：勤続5年以上 通勤：住宅 扶養手当あり 健康保険 厚生年金 雇用保険 労災保険 勤務時間：10:00～00:00（日勤） 10:00～00:00（夜勤） 休 暇：4 週8 休制 短休制（年1回・初年度のみ） 夏季休暇 育児休暇 介護休暇 施設概要：100床 PT・OT・ST・OTC 応募方法：必ずお電話もしくはメールにてお問い合わせください 交 渉：只1回のお電話 面接5分 （面接料あり） 同職者優待 医療法人社団●●●●●●●●●● △△△△△ 病 院 〒111-0042 東京都台東区根岸1-5-9 TEL: 03-5826-7871 FAX: 03-5826-7872 http://www.●●●●●●●●●●.or.jp	② 作業療法士募集 施設の種類、エリア その他情報をお知らせください ○募集人員：常勤●名 非常勤●名 ○応募資格：作業療法士有資格者（経験0年以上） ○勤務時間：9:45～17:45（夜間部） 14:00～23:00（夜間部） ○休 日：週休2日制 日：夜間日・夏季休暇等あり ○特 遇：健康保険・厚生年金・雇用保険 ○応募方法：職歴情報の上、随時送付します ○応募人：△△△△△△△△△△ □□□□□□□□□□ 病 院 〒111-0042 東京都台東区根岸1-5-9 TEL: 03-5826-7871 担当：●●	③ 新規事業所開設につき増員します ■募集職種：作業療法士、心療 作業療法士、理学療法士 ■募集年齢：20歳以上～30歳未満 ■募集学歴：大学卒業（理学療法士は理学療法士養成施設卒業） ■募集資格：作業療法士有資格者（経験0年以上） ■勤務時間：10:00～18:00（日勤） ■休 暇：4 週8 休制 短休制（年1回・初年度のみ） 夏季休暇 育児休暇 介護休暇 ■施設概要：100床 PT・OT・ST・OTC ■応募方法：必ずお電話もしくはメールにてお問い合わせください ■交 渉：只1回のお電話 面接5分 （面接料あり） 同職者優待 医療法人社団●●●●●●●●●● △△△△△ 病 院グループ 〒111-0042 東京都台東区根岸1-5-9 TEL: 03-5826-7871 FAX: 03-5826-7872 担当：●● URL: http://www.●●●●●●●●●●.or.jp
--	---	--

B. オリジナル版下支給パターン

（費用＝版下作製費 0 円＋広告掲載料 13,000 円）

指定する要領（幅 82mm×高さ 122mm）で完全版下をご提供いただいた場合も、版下作製費は発生いたしません。

※複数月掲載の際、デザイン変更を希望され、作業が発生した場合は別途版下代をいただく場合がありますのでご注意ください。また、オリジナルデザインでの版下作製も受け付けておりますので、ご相談ください。

催物・企画案内

第 22 回 日本通所ケア研究大会・第 19 回 認知症ケア研修会 in 福山

テーマ：通所系サービスのこれからを考える
～岐路に立つ介護保険サービス～

日 時：2024. 11/1（金）～ 3（日）
会 場：広島県民文化センターふくやま
お問合せ：詳細は下記 URL をご覧ください。
<https://tsuusho.com/conference/>

第 20 回 がん患者大集会

テーマ：がん患者のこれから

日 時：2024. 11/17（日）
会 場：東京医科歯科大学 医学科講義室 1（3号館 2階）
お問合せ：詳細は下記 URL をご覧ください。
<https://canps.jp/>

第 38 回 大阪府作業療法学会

テーマ：社会にアウトプットする力

日 時：2024.12/1（日）
会 場：藍野大学
お問合せ：詳細は下記 URL をご覧ください。
<https://38th.osaka-ot-gakkai.jp/>

第 15 回 集団認知行動療法研究会学術総会

テーマ：温故知新

日 時：2024. 12/1（日）
会 場：NTT 東日本関東病院 カンファレンスルーム
お問合せ：詳細は下記 URL をご覧ください。
<https://cbgt.org/>
参 加 費：6,000 円

本誌第 147 号に関するお詫びと訂正

本誌第 147 号（2024 年 6 月 15 日発行）の「〈第 1 回〉誰もが主役 多様な協会へ」p.16 に掲載したクォータ制周知啓発ロゴマークの作成者のお名前を「熊谷有紗」としていましたが、正しくは「熊谷有沙」さんでした。大変失礼いたしました。深くお詫び申し上げます。

日本作業療法士連盟だより

連盟ホームページ▶<https://www.ot-renmei.jp/>



愛媛県作業療法士連盟設立にあたって



愛媛県作業療法士連盟会長 池之上 卓治

愛媛県作業療法士連盟は、全国で15番目の地方連盟として産声を上げることができました。しかし、これまでの道のりは平らな道ではなく、時には雑草に埋もれて行き先がわからなくなったり、崖から転落しかかったりした険しいものでした。設立の必要性は県士会としても認めてはいるものの、実際の活動の中身はおぼろげにしかわからず、一部の者が手探りで暗中模索していました。

私自身も県士会会長職を拝命していた時は、中央の状況や協会の皆さんの思いに触れることも多く、何とか前に進めなければと思ってはいましたが、連盟について上手く説明できるだけのイデオロギーや理論武装もなく、思いのみが空回りしている状態でした。皆に連盟について問いかけても「選挙のための団体」「難しいことはわからない」等、自分には関係のない組織といったイメージをもった人が多数いることがわかりました。そこで私としては以下のような説明をまとめ、説明会を開きました。

- ①県士会と連盟は車の両輪である。作業療法士としての質を高め、県民に還元する県士会、それを提供する場をつくるのが連盟。
- ②医療・福祉・教育等の場面で、高めた質を発揮で

きる人材を育成するのが県士会。その人材に対して正当な評価を求めていくのが連盟。

- ③したがって、連盟とは作業療法をもって国民の幸福を追求する政策を提言する政策集団である。そしてその政策に賛同する人物・団体等を支援する。

このような理想を掲げて、説明会を重ねて何とか発足に漕ぎ着けました。しかし、会員数はまだ少なく、参加者を増やす努力は続けなければなりません。今、県士会会員は1,200人を超え、会員の平均年齢は約34歳。後から作業療法士に加わってくれた後輩たちが安心して働ける未来を、皆の力を結集してつくっておきたい、40年前に作業療法士になった私の最後の務めとして、心からそう思うのです。

●お知らせ

日本作業療法士連盟 2025年度総会・研修会
 日時：2025年3月16日(日) Web開催
 10:30～ 役員会
 13:30～ 研修会(演題未定)

医療福祉eチャンネルで、見て学ぶ作業療法



1講座1.5時間の単位認定番組

※日本作業療法士協会会員ポータルサイトに反映

- 現職者共通研修[8番組]
- 生活行為向上マネジメント[基礎編]



医療福祉eチャンネル(<https://www.ch774.com/>)での単位認定には「履修登録」「受講管理料」が必要となります。詳しくは「日本作業療法士協会の皆さまへ」をご覧ください。



燃えよ、作業療法士！～日本の明日の作業療法を革新する～

好評配信中

作業療法士の支援力が求められる中、各地域の課題や、それらの解決に関わる取組を学びます。(全15回)
 第8回「精神障害者の地域生活支援から考える「作業療法」と「まちづくり」～栃木県北地域と福島県浜通り～」
 講師：遠藤 真史氏(医療法人社団養高会高野病院 リハビリテーション科)

本誌について重要なお知らせ

第 154 号は 電子書籍として発行いたします

2023 年度第 7 回定例理事会（2023 年 2 月 17 日開催）におきまして、2024 年 9 月 15 日発行の本号、2025 年 1 月 15 日発行予定の第 154 号（1 月号）は電子書籍版のみの発行とし、会員の皆様に配信することが承認されました。

「会員全員に向けて協会の情報を確実に配信する」「賛助会員、関連団体・関連省庁に本会の情報をお伝えする」という本誌の責務から冊子体の発行を継続してまいりました。一方で、時代の趨勢として電子書籍の利用が一般的となり、かねてより「機関誌を電子書籍化してほしい」といったご意見も多数いただいております。

そこで、今年度は前号と第 154 号の 2 冊を電子書籍版のみの発行とすることで、今後の完全電子化に向けての試験的な試みといたします（なお、賛助会員、関連団体・関連省庁への配布は冊子体にて行います）。

これまでの PDF 版とは異なり、ページをめくる閲覧形式を取り、簡易的な本文検索機能などを付与する予定です。また、特に強調したい記事については、別途 Web ページを設けてモバイルデバイスでも読みやすくいたします。

電子書籍の可読性、特にモバイルデバイスでの読みやすさについては、なお多くの課題がございます。まずは前号と第 154 号の電子書籍版をご覧いただき、可読性や機能等について会員の皆様の忌憚ないご意見を賜れますと幸いです。

なお、発行のご案内は会員管理システムに登録されているメールアドレスに配信いたします。ご登録のメールアドレスが使用可能なものか、ご確認ください。

会員の皆様のご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

●機関誌についてのご意見をぜひお寄せください
制作広報室 機関誌担当 kikanshi@jaot.or.jp

編 集 後 記

皆さんは、本を買う時、電子書籍と紙版のどちらを選びますか？

私は長年、「紙派」でした。ページをめくる感触、作品に合わせた書体……書店で新しい作品や筆者に会えること、紙の良いところを挙げたらきりがありません。そんな私ですが、数年前に電子書籍デビューしました。電子書籍にした理由はただ一つ。「置き場所に困らない」こと。その問題がなければ、今でも紙派でしょう。毎年、来年度の予算申請時期に必ず、検討されるのは、機関誌の電子化のこと。何に対しても言えますが、必ず「長所・短所」はあり、「会員の皆さんに確実に情報を届けること」「経費（予算）との兼ね合い」を考えて、機関誌のあり方を模索しています。前号（9月号）は、初めての電子版のみの発行でしたが、いかがでしたでしょうか？ 忌憚ないご意見をお聞かせください。

(機関誌編集制作スタッフ)

本誌に関するご意見、お問い合わせがございましたら下記までご連絡ください。

E-mail kikanshi@jaot.or.jp

■ 2023 年度の確定組織率

53.7% (会員数 61,015 名 / 有資格者数 113,649 名*)

※ 2024 年度は会員数がまだ確定していないため組織率の算定ができません。当協会の最新の組織率としては、理事会の承認を得て確定した 2023 年度の会員数に基づくこの数値をご利用ください。

■ 2024 年 9 月 1 日現在の作業療法士

有資格者数 118,471 名*

会員数 62,628 名

社員数 257 名

認定作業療法士数 1,611 名

専門作業療法士数 (延べ人数) 158 名

■ 2024 年度の養成校数等

養成校数 204 校 (207 課程)

入学定員 7,625 名

※ 有資格者数の数値は、過去の国家試験合格者数を単純に累計した数に、本会が把握し得た限りでの外国で取得した免許から日本国免許へ切り換えた者を加え、2023 年度までの死亡退会者数 (296 名) を除いた数として示していますが、免許証の未登録、取り消し、本会が把握し得ない死亡その他の理由による消除の結果生じた減数分は算入されていません。

日本作業療法士協会誌 (毎月 1 回発行)

第 151 号 2024 年 10 月 15 日発行

□ 発行人：山本 伸一

□ 制作広報室

室長：東 祐二

担当：宮井 恵次、遠藤 千冬、岩花 京太郎、大胡 陽子

□ 制作・印刷：株式会社サンワ

□ 発行 一般社団法人 日本作業療法士協会

〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸光ビル

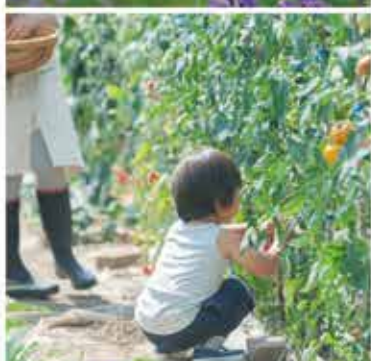
TEL.03-5826-7871 FAX.03-5826-7872

E-mail kikanshi@jaot.or.jp 協会ホームページ <https://www.jaot.or.jp/>

□ 求人広告：1/4 頁 1 万 3 千円 (賛助会員は割引あり)



● 協会ホームページに
機関誌の電子版を掲載しています



8APOTC.2024
8th Sapporo. Japan

第8回 アジア太平洋作業療法学会

The 8th Asia Pacific Occupational Therapy Congress 2024

互いに支えあう地域づくり —持続可能で根拠に基づいた作業療法—

会期

2024年11月6日(水)–9日(土)

会場

札幌コンベンションセンター

学会長

Ling-Hui Chang

アジア太平洋作業療法地域グループ 会長

山本 伸一

一般社団法人 日本作業療法士協会 会長

INFORMATION

一般社団法人 日本作業療法士協会 事務局



第8回 アジア太平洋作業療法学会
(APOTC2024) 運営事務局



公式ウェブサイト
(SNSもこちらから)





2024年10月15日発行 第151号